# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 4 7 号 平成29年9月29日

浜松市議会議長 渥 美 誠 様 浜 松 市 長 鈴 木 康 友 様

浜松市人事委員会 委員長 多 和 田 洋 二

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

# 目 次

	(頁)
別紙第1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間給与等の状況	3
(1) 給与改定等の状況	4
(2) 給与等の状況	5
4 公民給与の比較方法	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方	5
(2) ラスパイレス方式による公民給与の比較	5
(3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係	7
5 民間給与との比較	8
(1) 月例給	8
(2) 特別給	8
6 職員の給与水準	9
7 物価及び生計費	9
8 市内経済界及び労働界との意見交換	9
9 人事院の報告及び勧告の概要	9
10 むすび	13
(1) 本年の給与改定	13
(2) 給与等に関する課題	14
(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題	14
11 おわりに	22
別紙第2 勧告	23
参考資料	31

#### 別紙第1

## 報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立・公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を 確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、 地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

## 1 勧告の対象職員

第1表に示すとおり、本年4月1日現在における本市の総職員数は8,897 人である。昨年と比べ3,513人の増加となっているが、これは「地域の自主 性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す る法律(平成26年法律第51号)」の施行に伴い、市内小学校及び中学校の教 職員の給与等の負担が静岡県から浜松市へ移譲されたことによるものである。 総職員のうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師な どの行政職給料表適用職員のほか、小学校又は中学校に勤務する教員などの 小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等 学校等教育職給料表適用職員、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員の 8,400人である。

企業職員(上下水道部職員)及び自動車運転手、清掃業務員、用務員など

の技能労務職員については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定 めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外と なっている。

第1表 適用給料表別職員数

210 - 20 C / 10/10   1   200		•
適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,833 人	
うち事務職員・技術職員	(2,955 人)	
小学校中学校等教育職給料表	3,424 人	勧告の
高等学校等教育職給料表	135 人	対象
医療職給料表	8人	
小 計	8,400 人	
技能労務職給料表	241 人	勧告の
企業職給料表(1)及び(2)	256 人	対象外
総計	8,897 人	

#### 2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「平成29年 浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象 職員数8,400人から公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員549人を除 外した7,851人を対象としている。

このうち、月例給において民間給与との比較の対象となる、事務職員・技術職員 2,722 人(事務職員・技術職員 2,955 人から公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員 182 人及び平成 29 年 4 月採用の新規学卒者 51 人を除いた人数) の平均給与月額は、第 2 表に示すとおり、平均年齢 43.0 歳で、給料331,274 円、扶養手当 10,174 円、住居手当 4,597 円、その他 20,601 円の合計366,646 円で、昨年の合計367,075 円と比べて 429 円の減少(△0.12%)となっている。

第2表 職員の平均給与月額の状況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※	
	平成 29 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 28 年
給 料	317,067 円	316, 129 円	331, 274 円	331, 478 円
扶養手当	9,401 円	9, 392 円	10,174 円	10,431 円
住居手当	4,868 円	4,908 円	4,597 円	4,516円
その他	17, 262 円	17, 164 円	20,601 円	20,650円
合 計	348, 598 円	347, 593 円	366, 646 円	367, 075 円
(年 齢)	(40.9 歳)	(40.9歳)	(43.0 歳)	(43.1歳)

- (注) 1 公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。
  - 2 「事務職員・技術職員※」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。
  - 3 「その他」は、地域手当、管理職手当及び単身赴任手当等である。

[参考資料第1表(34頁)]

## 3 民間給与等の状況

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、「平成 29 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内 375 の民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された 117 事業所を対象に行った。そのうち 102 事業所で、公務の行政職(事務職員・技術職員)と類似すると認められる事務・技術関係職種 5,499 人及び医療・教育関係等職種 410 人、合計 5,909 人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の実地調査を完了した。

また、各民間企業における給与改定の状況等について調査を実施した。 その結果は、次のとおりである。

## (1) 給与改定等の状況

## ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 68.7%、高校卒で 57.0% となっているが、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では 44.4%、高校卒では 39.1%となっている。 [参考資料第 13 表 (75 頁)]

## イ 給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は22.6%、ベースアップの慣行がない事業所の割合は47.7%となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に 行われる昇給を実施した事業所の割合は94.7%となっている。

第3表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目	ベースアップ	ベースアップ	ペーフ がよい	ベースアップ
役職段階	実施	中止	ベースダウン	慣行なし
係 員	29. 3	22. 6	0. 4	47. 7
課長級	23. 4	20. 2	0. 4	56. 0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

## 第4表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目							
	定期昇給	定期昇海	給実施			. [ . [ ] - ]	定期昇
役職段階	制度あり		増額	減額	変化なし	定期昇 給中止	給制度 なし
係 員	96. 1	94. 7	22. 0	8.9	63.8	1.4	3. 9
課長級	91.0	89. 6	20. 5	11. 2	57. 9	1.4	9. 0

<sup>(</sup>注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### (2) 給与等の状況

#### ア 初任給

新規学卒者(事務・技術関係職種)の本年4月の初任給月額は、大学 卒196,288円、短大卒173,077円、高校卒161,370円である。

[参考資料第 11 表 (63 頁)]

## イ 職種別給与

事務・技術関係職種の本年4月の平均給与月額は、参考資料第12表(64 頁)のとおりである。

#### 4 公民給与の比較方法

## (1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

公民給与(本市職員の給与と民間給与)の比較は、月例給与について本 市職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本とし ている。公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事 務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員 について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくす る者同士を対比させ、精密な比較(ラスパイレス方式)を行うものである。

このラスパイレス方式は、人事院が昭和34年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているとともに、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

## (2) ラスパイレス方式による公民給与の比較

月例給与の水準を比較するに当たっては、個々の本市職員に地域の民間 給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払って いる支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出する方法をとっている。

「浜松市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果から、比較対象となる本市の事務職員・技術職員と民間の事務・技術関係職種の4月分給与月額を取り出し、役職段階、学歴、年齢階層別の本市職

員の平均給与額と、これらの条件が同じである民間企業従業員の平均給与額のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、その両者の水準(平均額)を比較している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の比較 対象から除外している。

## <参考:ラスパイレス方式による比較とは>

① 市職員・民間企業従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

	市職員	***************************************
	大学卒 A歳階層	
	298,000円	
	282,000円	
	278,000円	
3	人:平均286,000円	

大学卒 B歳階層
329,000円
320,000円
291,000円
290,000円
280,000円
5人:平均302,000円

 民間企業従業員	
大学卒 A歳階層	
307,000円	
297,000円	
295,000円	

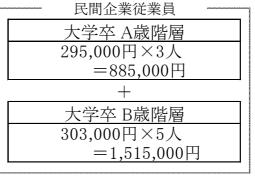
281,000円 4人: 平均295,000円

大学卒 B歳階層
331,000円
321,000円
306,000円
293,000円
289,000円
278,000円

6人: 平均303,000円

② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

 市職員	
大学卒 A歳階層	
286,000円×3人	
=858,000円	
+	
大学卒 B歳階層	
302,000円×5人	
=1,510,000	]



③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	
合計:2,368,000円	
8人平均: 296,000円	

民間企業従業員 合計:2,400,000円 8人平均: 300,000円

# (3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給与をラスパイレス方式により比較する場合の 役職段階の対応関係は、第5表に示すとおりであり、人事院の対応関係と 同様である。

第5表 公民給与の比較における役職段階の対応関係

本市職員			
行政職給料表	企業規模 500 人以上の 事業所	企業規模 100 人以上 500 人 未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人 未満の事業所
9 級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長	
7級	林汉	部長、部次長	支店長、工場長
6 級	細長산珊	課長	部長、部次長
5 級	課長代理	珠文	課長
4 級	松巨	課長代理	課長代理
3級	係長	係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

## 5 民間給与との比較

## (1) 月例給

前記の比較方法に従って比較を行った結果は、第6表に示すとおり、本市職員の給与がラスパイレス方式により算出された民間給与を609円(0.17%)下回っている。

第6表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与②	較差 ①-②
367, 255 円	366, 646 円	609円 (0.17%)

<sup>(</sup>注)「民間給与」はラスパイレス方式により算出

## (2) 特別給

民間事業所の特別給の支給状況は、第7表に示すとおり、所定内給与月額の4.36月分に相当し、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.30月)を上回っている。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定內給与月額	下半期 (A1)	321, 194 円
平均別足內和子月額	上半期(A 2)	325, 903 円
特別給の支給額	下半期(B1)	704,878 円
村 加 和 0	上半期(B2)	706, 350 円
	下半期(B1/A1)	2.19月分
特別給の支給割合	上半期 (B2/A2)	2.17月分
	年 間	4.36月分

<sup>(</sup>注)「下半期」とは平成28年8月から平成29年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

## 6 職員の給与水準

国の行政職俸給表(一)の適用職員とこれに相当する本市職員について、 平成28年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、99.3である。(平成28年地方公務員給与実態調査(平成28年12月総務省公表))

## 7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年に比べ、全国では 0.4%、浜松市では1.0%増加している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、本市では278,385円(平均世帯人員2.86人、世帯主の平均年齢57.4歳)となっている。 [参考資料第20表(80頁)]

## 8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、例年同様、市内経済界及び労働界の方々から地域の経済・雇用情勢を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

#### 9 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の 給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。

それらの概要は第8表のとおりである。

## 【給与等に関する報告及び勧告】

- I 民間給与との較差に基づく給与改定
  - 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

O 民間給与との較差 631 円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719 円 平均年齢 43.6 歳] [俸給 456 円 本府省業務調整手当 119 円 はね返り分(注) 56 円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間 の支給月数を比較

O 民間の支給割合 4.42 月 (公務の支給月数 4.30 月)

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

## (1) 俸給表

#### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。 その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

#### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

#### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を 900 円、係員級の手当額を 600 円引上げ

## (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

## 〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30 月分→4.40 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分 (一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.85 月 (支給済み)	0.95 月(現行0.85月)
30年度 期末手当	1. 225月	1. 375月
以降 勤勉手当	0.90 月	0.90 月

#### [実施時期]

・月例給:平成29年4月1日・ボーナス:法律の公布日

#### Ⅱ 給与制度の総合的見直し等

#### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、 平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
  - \* 55 歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及 び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日 に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸 を同日に1号俸上位に調整

#### 2 その他

#### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

## (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針 を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### 【公務員人事管理に関する報告の骨子】

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

#### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力を大学関係者等を含め広く具体的に発信すること

が重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し 展開

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

#### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

#### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

#### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

#### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容 に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏ま え、慶弔に係る休暇等について検討

#### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

## 10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について措置するとともに、職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると認める。

## (1) 本年の給与改定

#### ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が民間企業従業員の給与を 609円(0.17%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と民間企業従業員の給与水準との 均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、所要の措置を 講ずることが適当であると考える。

本年の給与の改定に当たっては、人事院勧告を踏まえ、給料表の引上 げ改定を行うことが適当である。なお、給料表を引き上げても較差が残 ることから、給料の特例措置の一定の率を改定することが適当であると 考える。具体的には次のとおりである。

## (7) 給料表

行政職給料表の改定については、若年層は1,000円程度引き上げ、その他は400円引き上げることを基本に改定を行うことが適当である。

また、医療職給料表及び小学校中学校等教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことが適当である。

なお、高等学校等教育職給料表については、静岡県の高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

#### (イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表の改定状況を 勘案し、所要の改定を行うことが適当である。

## (ウ) 給料の特例措置

給料月額に一定の率を乗じて得た額を加える給料の特例措置については、乗じる率を現行の1.79%から1.81%に引き上げることが適当である。

## イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ 4.35 月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は、本年度については、12 月期の勤勉手当に配分し、平成 30 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。再任用職員については、再任用職員以外の常勤の一般職の職員との均衡を図ることが適当である。

## (2) 給与等に関する課題

#### ア 常勤の一般職員以外の職員に係る制度

地方公務員の臨時・非常勤職員の制度については、地方公務員法及び 地方自治法の一部を改正する法律が本年5月に公布され、平成32年4月 から一般職の会計年度任用職員制度の創設や特別職非常勤職員及び臨時 的任用職員の任用についての要件の厳格化などが行われることとなった。 本市においても、臨時・非常勤職員について、法改正の趣旨を踏まえ、 制度の適切な運用ができるよう調査・研究を進めるとともに、計画的に 準備を行っていく必要がある。

## (3) 職員の勤務条件等に関する諸課題

#### ア 人材の確保・育成

#### (ア) 人材の確保

近年、民間企業の旺盛な採用意欲やUターン就職を志望する学生の 減少等を背景に、本市においても人材確保は引き続き厳しい状況にあ る。特に土木・建築などの技術職や獣医師・薬剤師・保健師などの免 許資格職においては、応募者数が募集に対して低いことが大きな課題 となっている。

有為な人材の確保に向け、採用説明会や就活セミナーへの積極的な参加、インターンシップなどによる職場見学・体験機会の積極的な提供、またインターネットの有効活用など、あらゆる機会を捉えた広範な広報活動を行うことにより、本市の職場としての魅力・やりがいをより一層情報発信していくことが必要である。また、技術職や免許資格職においては、専門職の先輩として、出身校はもとより、当該分野の大学等を訪問し、公務員の魅力を直接学生に伝えることで、本市受験者の確保につなげていくことが重要である。

#### (イ) 人材の育成

限られた人的資源により、市民の幅広いニーズに応えていくためには、課題解決や政策形成について、自らが主体的に考え行動する職員の育成が一層求められている。本市では、新規採用職員、新任監督者など階層別に実施する研修に加えて、政策立案、情報分析、接遇など業務の直接的な課題に対応できる能力開発のための研修などが行われている。今後においても、長期的な視点に立って計画的かつ効果的に研修を実施していくことで、職員の一層の資質向上につなげていくことが重要である。

#### イ 人事評価制度

人事評価制度は、職員の意欲を高め、その能力を最大限に発揮させることにより、組織における公務能率の向上を図っていくための基礎となるものであり、適切に把握した職員の能力・実績の評価結果を人材育成・任用・ 昇給等の人事管理に的確に反映させていくことが必要である。

この制度の円滑な運用においては、公平公正で透明性の高い評価の実施や、評価制度の信頼性と客観性を高めていくことが重要である。

任命権者においては、引き続き、評価者に対して評価能力の向上を目的

とした研修を実施するとともに、更に充実した制度となるよう調査・研究 を行い、評価制度のブラッシュアップを図っていく必要がある。

## ウ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減をはじめとする「働き方改革」は、官民を問わず重要な課題となっている。本市においても、時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康維持や公務能率の向上、仕事と家庭の両立を図る観点から重要な課題として位置付け、その縮減に向けてノー残業デーの徹底、職場単位での時間外勤務の縮減策の実施などの取組を行っているところである。しかしながら、これまでの縮減の取組にもかかわらず、依然として長時間の時間外勤務が見受けられることから、その要因を的確に把握し、縮減に向けた取組を一層進めていく必要がある。

本市では、新たな取組として本年7月から9月までの3か月間に、夏の朝型勤務の実施に合わせて1日の勤務時間の始まりと終わりの1時間程度を、主に個人の業務を集中的に行う時間とする「個人ワークタイム」を実施している。この取組により、職員が、メリハリをつけて業務を行い、効率化を図ることが期待されている。今後においても、市民サービスを低下させることがないよう留意しながら、様々な取組を実施し、時間外勤務を縮減していくことが望まれる。

また、勤務時間の把握については、本年1月に厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が通知されたことから、管理監督者は、引き続き、時間外勤務の必要性の精査を含めた事前の命令や業務の進捗状況を管理する中で、職員の勤務時間を適正に把握する必要がある。

なお、賃金不払残業はあってはならないものであり、この防止に向けて 管理監督者は、職員の勤務時間を適正に管理する責務があることを強く自 覚する必要がある。そして、任命権者においては、あらゆる機会を通じて その取組や通知の内容等について、指導及び周知の徹底を図る必要がある。

## エ 教職員の勤務条件等

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、本年4月から市内小学校及び中学校の教職員の給与等の負担が静岡県から本市に移譲された。給与などの勤務条件が本市条例の適用となったことにより、本年からこれらの教職員も本委員会の勧告の対象となった。

本市への移譲に際して、その勤務条件は、本市の勤務条件を基本にする中で、教職員特有の事情について考慮をし、決定されたところである。今後においても教職員特有の事情について考慮しつつ、本市の制度との均衡を図っていくことが重要である。

教員の勤務については、学校に求められる役割が拡大する中で、長時間 勤務が常態化していることが大きな課題となっている。本年4月に文部科 学省が実施した公立校教員の勤務実態調査では、小学校教諭の 34%、中 学校教諭の 57%が月 80 時間超の超過勤務をしているという結果が公表さ れ、中央教育審議会において「教員の働き方改革」の方策を議論すること となった。本市においても、平成 28 年度における月 80 時間超の超過勤務 を行った教員の延べ人数は小学校 1,544 名、中学校 7,224 名と高い水準に ある。

教育委員会では、長時間勤務の解消に向け、本年4月から円滑かつ効率的な事務の執行とともに教職員の事務負担の軽減を目的に小・中学校の拠点校8箇所に学校事務センターを設置した。また、長時間勤務の要因のひとつである部活動においては、本年1月に「部活動ガイドライン検討委員会」を立ち上げ、教員の負担軽減等のための「浜松市部活動ガイドライン」の策定を予定しているところである。今後においても様々な施策を用いて、教職員の長時間勤務の解消に努めていく必要がある。

## オ 職員の勤務環境の整備等

## (7) 仕事と家庭の両立支援

職員一人ひとりが安心して職務に専念し、その能力を最大限に発揮するためには、各々のライフスタイルに応じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要である。昨年、本委員会は、育児休業制度の充実や家族の介護に係る制度の整備等について言及し、育児短時間勤務制度や介護時間制度等が整備された。今後も、育児・介護を抱えた職員をはじめ全ての職員が安心して働き続けることができるよう、様々な両立支援への取組を行うことが必要である。

## a 柔軟な働き方の検討

少子高齢化の進行や女性の就業が増加している中、仕事を持ちながら育児や介護に携わるなど、個々の職員の生活に柔軟に対応できる勤務環境や働き方を整備することが求められている。このことは、人材確保や女性の活躍、時間外勤務の縮減にも繋がる重要な課題である。

本市においては、職員の柔軟な働き方のひとつとして、夏季に勤務時間を1時間又は30分早めて割り振ることができる「夏の朝型勤務(ゆう活)」が平成27年度から試行として導入されており、年々この朝型勤務を実施する職員が増加している。任命権者は、この勤務制度の試行について、実施した職場の労務管理面や、職員の業務遂行及び勤務実態の検証を行い、より柔軟な働き方について検討していく必要がある。

なお、国においては、昨年4月から原則すべての職員を対象にフレックスタイム制が拡充されているが、本市においては、市民対応の窓口などの業務の特性や、他の地方公共団体の動向等を踏まえ、引き続き調査・研究を進める必要がある。

## b 年次休暇取得の促進について

休暇の取得は、メリハリのある働き方を行うことで職員の心身のリフレッシュが図られることから、公務能率の向上及びワーク・ライ

フ・バランスの実現に資するものと考えられている。現在、本市においては、休日や夏季休暇との組合せによる休暇の連続取得や家族の記念日等における休暇の取得を推奨して、年次休暇取得率の前年度対比10%増という目標を掲げて取得促進に努めているところであり、今後も、年次休暇の計画的な取得を推進するなど、取得しやすい環境を整備していくことが必要である。

## (イ) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるだけでなく、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、市民に対して公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

本市においては、職員のメンタルヘルス対策のより一層の推進を図るため、職場環境等の把握と改善、教育研修、心が不健康な状態への早期対応、円滑な職場復帰と再発の防止等に取り組んでいるところである。

任命権者においては、引き続きストレスチェックの積極的な受検を呼びかけるとともに、職員自身のストレスへの気づきを促し、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることが重要である。

管理監督者は、直接部下と接し、心の健康の状態について把握すると ともに、職場の良好な人間関係づくりに努める必要がある。

職員は、ストレスチェックを積極的に受検し、自らのストレスに気づくことが重要であることを認識するとともに、心の健康の保持増進を図るセミナーに参加するなど、自分自身の心のセルフケアの向上に取り組むことが重要である。

## (ウ) ハラスメント防止対策

パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントは、職員の 心の健康に悪影響を及ぼすとともに、職場全体の士気や公務能率の低下 にもつながることから、ハラスメントの防止については、ハラスメント に対する正しい知識を持つとともに、日ごろから職員同士でのコミュニ ケーションを密にすることが重要である。 本年1月の男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正に伴い、新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられた。あわせて、被害を受ける者の性的指向や性自認に関わらず、性的な言動であれば、セクシュアル・ハラスメントであると規定された。

本市では、こうした法改正等を踏まえ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのための要綱等の制定及びセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱等の改正が行われ、所属長及び施設長を対象としたセクシュアル・ハラスメント等対策研修を実施されたところである。任命権者及び管理監督者においては、要綱等を確認のうえ、引き続きハラスメントのない職場環境づくりを進めていく必要がある。

## (I) 女性が働きやすい職場環境の整備

女性職員が職場で十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備することは、女性の視点やアイデアを業務に反映させるという観点からも重要である。

本市においては、昨年策定した「はままつ女性職員活躍応援プラン」に基づき、「女性職員キャリアアシスト研修」や「女性職員スキルアップ研修」にて女性のキャリア形成を支援したり、出産・育児でキャリアを中断した職員が不安なく仕事に復帰するための「育児休業復帰支援研修」、子育てに理解のある上司等を養成する「イクボス研修」を実施している。今後も、様々な取組を継続して行うことで、女性がより意欲的に働くことができる環境づくりを進めていくことが重要である。

## カ 雇用と年金の接続

公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 65 歳へと引き上げられていることに伴い、再任用を希望する定年退職者が年々増加している傾向にある。

また、公務において質の高い行政サービスを維持していくためには、再

任用職員の今まで培った知識や経験を活用することが一層重要になって きている。

国においては、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」こととし、検討会が設置された。

本市においても、再任用職員のフルタイムでの任用や定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、引き続き調査・研究していく必要がある。

## キ 公務員倫理

市民との信頼関係を維持することは、円滑な行政運営にとって必要不可 欠なものである。本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について、 繰り返し言及してきたところであるが、残念ながら、一部の職員による不 祥事が発生している。

本市では、不祥事を未然に防止するための一層の取組として、昨年度から所属長を対象としたコンプライアンス研修を行い、更に本年度は、職場単位でのグループ・ディスカッションを実施し、起こり得る不祥事と注意すべき行為を職員間で洗い出し、発生防止策を話し合うことで倫理意識の醸成を図っている。

職員においては、あらためて一人ひとりが全体の奉仕者であることを深く自覚し、日頃の行為が法令に抵触しないか、市民から見て疑念を抱かれないかを見つめ直し、公務内外を問わず高い倫理観と使命感を持ち、市民からの信頼の確保に努める必要がある。

管理監督者においては、率先垂範して服務規律を遵守することはもとより、引き続き、不正を許さない組織風土の醸成や職員の意識改革を図っていく必要がある。

任命権者においては、各部局を単位とした研修や管理監督者から新規採用職員までの階層別の研修など従来からの取組について、必要に応じて見

直しを行いながら、今後においてもあらゆる機会を通じて、職員の倫理意識の高揚に努め、厳正な服務規律の確保を図る必要がある。

## 11 おわりに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているもので、民間準拠により職員の給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

本年の公民比較においては、本市職員の月例給及び特別給が民間給与を下回っていることから、先に述べた内容の勧告を行うこととした。その結果、給与改定については、月例給及び特別給とも平成26年から4年続いて引き上げることとなった。

この比較対象である民間給与については、市内の民間事業所が、世界情勢が目まぐるしく変化する中で、新技術の研究開発、新たな市場開拓、日々の業務改善活動など様々な企業努力をした結果、確保されたものであるということを職員は真摯に受け止めなければならない。そして、それらの企業努力には、民間企業に勤務する多くの市民が関わっていることを忘れてはならない。職員においては、そのことを常に意識し、全体の奉仕者としてあらためて市政の果たす役割と職責の重大さを自覚し、公務に携わる者として高い倫理観を堅持し、今後もそれぞれの職場で市民の期待と信頼に応えていただきたい。

社会の様々な変化に伴い、高度な行政需要への対応が求められていることから、職務に従事する職員の心身への負担はますます大きなものとなっている。任命権者においては、職員がその能力を最大限に発揮できる良好な職場環境づくりに努められたい。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

## 別紙第2

# 勧告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

## 1 公民の給与較差に基づく給与の改定

## (1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表、小学校中学校等教育職給料表を別記第1 のとおり改定すること。

## (2) 給料の特例措置

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

## (3) 勤勉手当

- ア 平成29年12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。 再任用職員については、0.43月分とすること。
- イ 平成30年6月期以降に支給される勤勉手当の支給割合を0.875月分とすること。再任用職員については、0.415月分とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のアはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(3)のイは平成30年4月1日から実施すること。

# 別記第1

行政職給料表

行政職給料表										
職員の	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8 級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
職区 再職外員の 用以職	場 場 を を を を を を を を を を を を を	1級 給料月額 円 142,600 143,700 144,900 146,000 147,100 148,200 150,400 151,500 152,900 154,200 155,500 156,800 158,300 159,800 161,400 162,700 164,200 165,700 167,200 168,600 171,300 171,300 173,900 171,300 173,900 176,500 179,200 180,900 182,600 184,300 185,800 187,600 187,600 189,400 191,100 192,700	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	84科月額 228, 900 230, 500 232, 000 233, 600 235, 100 236, 800 238, 300 241, 200 244, 300 244, 700 244, 700 250, 000 251, 400 252, 900 254, 600 256, 300 258, 100 259, 700 261, 500 263, 200 264, 900 266, 900 266, 900 272, 400 274, 100 276, 000 277, 900 279, 600 281, 200	8十月額 262,000 263,900 263,900 265,700 267,800 269,600 271,500 273,400 275,500 277,600 281,700 283,700 285,700 287,800 299,800 291,800 291,800 293,700 297,800 299,800 301,800 303,900 305,900 305,900 308,000 311,800 311,800 315,800 317,600 311,600 317,600 321,700 323,800 325,100	## 日報	84科月額 318,500 320,700 323,000 323,000 325,200 327,400 331,600 331,600 333,800 335,800 340,000 344,000 344,000 344,000 351,800 351,800 351,800 355,600 357,500 351,800 357,500 361,400 363,400 363,400 363,400 363,400 367,300 367,300 367,300 371,200 371,200 371,200 374,700 376,500 378,300 379,900 381,700	84科月額 362,300 364,900 367,400 370,000 371,900 374,400 376,700 381,700 384,400 389,700 389,700 399,100 399,400 400,800 402,800 404,700 406,500 408,400 410,200 411,900 415,700 417,200 418,700 420,300 421,900 421,900 421,900 423,200 424,500 426,900	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	## 月額  ## 月額  ## 458,000  ## 461,100  ## 461,100  ## 461,100  ## 470,100  ## 470,100  ## 470,200  ## 481,900  ## 488,000  ## 498,400  ## 500,700  ## 502,800  ## 503,700  ## 503,800  ## 504,200  ## 505,700  ## 507,100  ## 508,300  ## 509,700  ## 511,200  ## 511,200  ## 512,700  ## 513,800  ## 514,900  ## 516,100  ## 517,300  ## 518,300  ## 519,200  ## 520,100  ## 521,000  ## 521,000  ## 521,000  ## 521,000  ## 521,000  ## 521,800
	30 31 32	187, 600 189, 400 191, 100	239, 800 240, 800 242, 000	276, 000 277, 900 279, 600	319, 600 321, 700 323, 800	347, 400 349, 300 351, 100	376, 500 378, 300 379, 900	423, 200 424, 500 425, 700	459, 600 460, 400 461, 100	519, 200 520, 100 521, 000
	52 53 54 55 56 57 58 59	217, 000 218, 100 219, 100 220, 000 221, 000 221, 500 222, 400 223, 200 224, 100	267, 800 268, 800 269, 900 271, 200 272, 500 273, 500 274, 500 275, 400 276, 500	312, 300 313, 900 315, 500 317, 100 318, 600 320, 100 321, 300 322, 500 323, 700	356, 800 357, 700 358, 800 359, 700 360, 800 361, 700 362, 400 363, 100 363, 800	375, 000 375, 700 376, 400 377, 100 377, 800 378, 300 378, 900 379, 500 380, 200	400, 600 401, 000 401, 300 401, 600 401, 900 402, 200 402, 500 402, 800 403, 100	441, 400 441, 800 442, 200 442, 600 442, 900 443, 200 443, 600 443, 900 444, 200		

	61 62	225, 800	278,600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700			
	63	226,600	279, 500	326, 100	365, 500	381,900	404,000			
	64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300			
	65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600			
	66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900			
	67	229, 900 231, 000	282, 700 283, 600	328, 900 329, 700	367, 900	384, 100 384, 700	405, 200			
	68 69	231, 000	284, 600	329, 700	368, 600 368, 900	384, 700	405, 500 405, 700			
	70	231, 700	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000			
	71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300			
	72	233, 800	287, 000	332,600	370, 800	386, 700	406, 600			
	73	234, 600	287,800	333, 100	371, 100	387,000	406, 800			
	74	235, 300	288, 300	333, 700	371,700	387, 400	407, 100			
	75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400			
	76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407,600			
	77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800			
	78 79	238, 100 238, 900	289, 700 289, 900	335, 600 336, 000	373, 900 374, 500	388, 800 389, 100				
	80	239, 600	290, 300	336, 500	374, 500	389, 400				
	81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600				
	82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900				
	83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200				
	84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400				
	85	242, 900	291,700	338, 700	377, 300	390,600				
	86	243, 600	292,000	339, 100	377, 800	390, 900				
	87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200				
	88 89	245, 000 245, 600	292, 700 293, 000	340, 000 340, 300	378, 600 379, 000	391, 400 391, 600				
	90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900				
	91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200				
	92	246, 800	294, 100	341,600	380, 300	392, 400				
	93	247, 100	294, 200	341,800	380,600	392,600				
	94		294, 400	342, 200	381, 100					
	95		294, 800	342, 700	381, 500					
	96		295, 200	343, 100	381, 900					
	97		295, 400 295, 700	343, 200	382, 200					
	98 99		296, 100	343, 700 344, 100	382, 700 383, 100					
	100		296, 500	344, 400	383, 500					
	101		296, 700	344, 700	383, 800					
	102		297,000	345, 100						
	103		297, 400	345, 500						
	104		297, 700	345, 900						
	105		297, 900	346, 400						
	106 107		298, 200 298, 600	346, 800 347, 200						
	107		298, 900	347, 200						
	109		299, 100	348, 100						
	110		299, 500	348, 500						
	111		299, 900	348, 800						
	112		300, 200	349, 100						
	113		300, 300	349,600						
	114		300, 600							
	115 116		300, 900 301, 300							
1	1110	1	301, 500							
1			301. 300					l	1	
	117 118		301, 500							
	117									
	117 118 119 120		301,700							
	117 118 119 120 121		301, 700 302, 000 302, 300 302, 700							
	117 118 119 120 121 122		301, 700 302, 000 302, 300 302, 700 302, 900							
	117 118 119 120 121 122 123		301, 700 302, 000 302, 300 302, 700 302, 900 303, 200							
	117 118 119 120 121 122 123 124		301, 700 302, 000 302, 300 302, 700 302, 900 303, 200 303, 500							
再任用	117 118 119 120 121 122 123 124 125		301, 700 302, 000 302, 300 302, 700 302, 900 303, 200							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

医療職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以	1	246, 400	331,800	396, 700	471, 100	566, 100
外の職	2	248, 900	334, 800	399, 600	473, 400	569, 200
員	3	251, 400	337, 700	402, 500	475, 600	572, 300
	4	253, 900	340,700	405, 300	477, 900	575, 400
	5	256, 200	343, 400	408,000	480, 200	578, 300
	6	260,000	346, 700	410, 700	482, 400	580, 700
	7	263, 800	349,800	413, 500	484, 600	583, 100
	8	267,600	352,900	416, 200	486, 800	585, 500
	9	271, 200	355, 700	418,600	488, 800	587, 700
	10	275, 200	358,600	421, 300	490, 900	589, 200
	11	279, 200	361,700	423, 900	493,000	590, 700
	12	283, 200	364, 900	426,600	495, 100	592, 200
	13	287,000	367, 900	429,000	497, 200	593, 700
	14	291,000	371,500	431, 500	499, 300	594,800
	15	294, 900	374, 700	433, 900	501, 400	595, 900
	16	298, 800	378, 400	436, 400	503, 500	596, 800
	17	302,600	382,000	438, 500	505, 600	598,000
	18	306, 200	384, 700	440, 900	507,600	599,000
	19	309, 700	387, 500	443, 200	509,600	600,000
	20	313, 300	390, 200	445,600	511,600	601,000
	21	316, 900	393, 100	447, 200	513, 400	602,000
	22	320,600	395, 700	449,600	515, 200	
	23	324, 100	398, 300	452,000	517, 100	
	24	327,600	400,700	454, 300	519,000	
	25	331, 100	402,900	456, 300	520, 700	
	26	333, 900	405, 200	458, 600	522, 500	
	27	336, 500	407, 400	460,800	524, 300	
	28	339, 100	409, 700	463, 100	526, 100	
	29	341,900	412,000	465, 300	527,800	
	30	344,000	414, 100	467, 600	529, 600	
	31	346, 200	416, 100	469, 900	531, 400	
	32	348,600	418, 200	472, 100	533, 200	
	33	350, 900	420, 200	474, 100	534, 800	
	34	353, 300	422, 100	476, 200	536, 600	
	35	355, 500	423, 900	478, 300	538, 300	
	36	358,000	425, 900	480, 400	540, 100	
	37	360, 400	427,800	482, 500	541,700	
	38	362, 800	429,800	484, 300	543, 300	
	39	365, 200	431,800	486, 100	544, 700	
	40	367, 400	433,800	487, 900	546, 300	
	41	369, 700	435,600	489, 600	547, 800	
	42	371, 100	437, 400	491, 400	549, 200	
	43	372,600	439, 100	493, 200	550, 600	
	44	374, 000	440, 900	495, 000	551, 900	
	45	375, 300	442,800	496, 600	553, 100	
	46	376, 700	444,600	498, 300	554, 100	
	47	378, 200	446, 400	500, 100	555, 100	
	48	379, 700	448, 100	501, 900	556, 100	
	49	380, 900	449, 900	503, 500	557, 100	
	50	381, 900	451,600	504, 800	558,000	
	51	382, 900	453, 400	506, 100	558, 900	

I.	1	İ	1	1	1
52	383, 800	455, 200	507, 400	559, 800	
53	384, 700	457, 100	508, 500	560, 600	
54	385, 600	458, 300	509, 800	561, 500	
55	386, 300	459, 500	511, 100	562, 400	
56	387, 200	460,700	512, 400	563, 300	
57	388, 000	461,900	513, 400	564, 200	
58	388, 900	462,900	514, 200	565, 100	
59	389, 700	463,900	515,000	566, 000	
60	390, 500	464, 900	515, 800	566, 700	
61	391, 100	465, 700	516, 700	567,600	
62	391,600	466, 400	517, 500	568, 500	
63	392,000	467, 100	518, 400	569, 400	
64	392, 500	467,800	519, 200	570, 300	
65	392, 800	468, 500	520, 100	571, 200	
66	<u> </u>	469, 200	521, 000		
67		469, 900	521, 700		
68		470,600	522, 600		
69		470, 900	523, 500		
70		471,600	524, 300		
71		472, 300	525, 200		
72		473,000	526, 100		
73		473, 400	526, 900		
74		474, 000	527, 800		
75		474, 700	528, 700		
76		475, 400	529, 400		
77		475, 400	530, 200		
78		476, 400	530, 200		
79		470, 400	531, 100		
80		477, 500	532, 000		
81		477, 300	532, 300		
82					
83		478, 600	534, 600		
84		479, 100	535, 500		
85		479, 600	536, 400		
86		480,000	537, 200		
		480,600	538, 100		
87		481,000	539, 000		
88		481,500	539, 900		
89		482,000	540, 700		
90		482,600			
91		483, 200			
92		483,600			
93		484, 100			
94		484, 700			
95		485, 300			
96		485, 900			
97		486, 400			
再任用	205 900	338 300	302 600	465 600	565 500
職員	295, 800	338, 200	392, 600	465, 600	565, 500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

小学校中学校等教育職給料表

職員の	職務の級	1級	2 級	特2級	3 級	4 級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以	1	156, 300	172, 200	261, 100	290, 100	406, 300
外の職		157, 800	174, 300	263, 600	292, 700	407,800
員	3	159, 300	176, 400	265, 900	295, 600	409, 300
	4	160, 800	178, 600	268, 200	298, 100	410,800
	5	162, 500	180, 600	270, 800	300, 600	412, 200
	6	164, 400	182, 800	273, 200	303,000	413, 600
	7	166, 200	185, 000	275, 400	305, 300	415, 100
	8	168, 000	187, 200	277, 600	307, 700	416, 700
	9	169, 800	189, 500	279, 900	310, 100	418, 100
	10	171, 900	192, 300	282, 200	312, 700	419, 500
	11	173, 900	195, 000	284, 600	315, 400	420, 900
	12	175, 900	197, 700	286, 800	318, 300	422, 200
	13	177, 900	200, 600	289, 200	320, 800	423, 500
	14	180, 100	202, 300	291, 300	322, 800	424, 900
	15	182, 300	204, 000	293, 200	324, 800	426, 300
	16	184, 500	205, 700	295, 200	327, 100	427, 700
	17	186, 800	207, 500	297, 300	329, 200	428, 900
	18	189, 400	209, 200	299, 800	331, 400	430, 200
	19	191, 900	210, 900	302, 300	333, 700	431, 400
	20	194, 400	212, 500	305, 000	335, 800	432, 700
	21	196, 900	214, 300	307, 300	338, 100	433, 800
	22	198, 600	216, 200	309, 900	340, 300	435, 000
	23	200, 300	218, 100	312, 200	342,600	436, 300
	24	202, 000	220, 000	314, 900	344, 900	437, 600
	25	203, 500	221, 700	317, 500	346, 700	438, 900
	26	205, 100	223, 700	319, 800	348, 500	440, 100
	27	206, 700	225, 700	322, 200	350, 400	441, 100
	28	208, 200	227, 700	324, 400	352, 300	442, 200
	29	209, 900	229, 600	324, 400	354, 100	443, 400
	30	211, 600	232, 300	328, 700	355, 900	444, 200
	31	213, 300	235, 000	330, 900	357, 600	445, 000
	32	215, 000	237, 700	333, 100	359, 500	445, 900
	33	216, 500	240, 300	335, 100	361, 000	446, 800
	34	218, 200	243, 100	337, 100	362, 700	447, 300
	35	219, 900	245, 700	339, 200	364, 200	447, 800
	36	221, 600	248, 400	341, 200	366, 000	448, 300
	37	223, 100	250, 900	343, 200	367, 900	448, 800
	38	224, 800	253, 400	345, 100	369, 400	449, 300
	39	226, 500	255, 900	347, 100	370, 800	449, 800
	40	228, 200	258, 200	349, 000	370, 800	450, 300
	41	229, 800	260, 900	350, 700	373, 500	450, 800
	42	231, 500	263, 300	352, 500	374, 900	451, 300
	43	233, 100	265, 500	354, 100	374, 300	451, 800
	44	234, 700	267, 700	355, 800	377, 800	452, 300
	45	236, 400	269, 800	357, 600	379, 300	452, 800
	46	237, 900	272, 000	359, 300	380, 900	453, 300
	47	239, 200	274, 200	360, 700	382, 500	453, 800
	48	240, 600	274, 200	362, 300	384, 000	453, 800
	49	242, 000	278, 500	363, 500	385, 400	454, 800 454, 800
	50		280, 500			
	51	243, 400		365, 000	386, 900	455, 300 455, 800
	52	244, 900	282, 400	366, 600	388, 400	455, 800
	53	246, 100	284, 400	368, 200	389, 800	456, 300
		247, 200	286, 200	369, 700	391, 000	456, 800
	54	248, 600	288, 600	371, 200	392, 300	
	55 56	249, 800	290, 900	372, 700	393, 400	
	56	251, 000	293, 400	374, 200	394, 500	
	57	252, 200	295, 500	375, 700	395, 900	

58	253, 400	298, 000	377, 100	397, 100	
59	254, 500	300, 300	378, 500	398, 300	
60	255, 700	303, 000	379, 800	399, 600	
61	257, 100	305, 400	380, 700	400, 800	
62	258, 300	307, 800	381, 900	401, 800	
63	259, 500	310, 300	383, 100	403, 200	
64	260, 400	312, 600	384, 200	404, 500	
65	261, 400	314, 900	385, 100	405, 700	
66	262, 800	317, 100	386, 300	406, 800	
67	264, 200	319, 200	387, 300	408, 000	
68	265, 700	321, 400	388, 400	409, 100	
69	267, 300	323, 500	389, 600	410, 100	
70	268, 800	325, 600	390, 600	411, 300	
71	270, 300	327, 800	391, 700	412, 500	
72	271, 700	329, 800	392, 900	413, 700	
73	272, 700	331, 900	393, 900	414, 300	
74	273, 900	334, 000	395, 000	415, 100	
75	275, 200	336, 200	396, 100	415, 800	
76	276, 400	338, 400	397, 200	416, 300	
77	277, 700	340, 100	398, 100	416,600	
78	278, 800	342,000	399, 000	417,000	
79	280,000	343, 700	400,000	417, 400	
80	281, 200	345, 500	401,000	417,800	
81	282, 400	347, 300	401,800	418, 100	
82	283, 300	349, 100	402,600	418, 500	
83	284, 500	350,600	403, 300	418,900	
84	285, 700	352, 400	404, 100	419, 200	
85	286, 700	353,600	404, 800	419,500	
86	287, 600	355, 200	405, 600	419, 900	
87	288, 300	356, 700	406, 300	420, 300	
88	289, 300	358, 200	407, 000	420, 600	
89	290, 300	359, 600	407, 600	420, 900	
90	291, 200	360, 900	408, 300	421, 200	
91	292, 100	362, 300	408, 800	421, 500	
92	293, 000	363, 700	409, 500	421, 700	
93	293, 300	365, 200	409, 900	421, 900	
94	294, 000	366, 500	410, 300	422, 200	
95	294, 700	367, 800	410, 600	422, 500	
96	295, 500	369, 000	410, 900	422, 700	
97	296, 300	370,000	411, 200	422, 900	
98	297, 100	371, 000	411, 500	423, 200	
99	297, 900	372, 000	411, 800	423, 500	
100	298, 600	373, 000	412, 000	423, 700	
101	299, 500	373, 900	412, 200	423, 900	
102	300,000	374, 900	412, 500	424, 200	
103	300, 500	375, 900	412, 800	424, 500	
103	301, 000	376, 900	413, 000	424, 700	
105	301, 200	377, 700	413, 200	424, 900	
106	301, 600	378, 600	413, 500	121,000	
107	301, 900	379, 500	413, 800		
108	302, 100	380, 500	414, 000		
108	302, 100	381, 300	414, 200		
1109	302, 500	382, 300	117, 200		
111	302, 800	383, 300			
111	302, 800				
113	303, 100	384, 300 384, 900			
114	303, 500 303, 700	385, 800 386, 700			
115					
116	304, 000	387, 600			
117	304, 300	388, 400			
118	304, 600	389, 100			
119	304, 900	389, 900		l l	

I	120	305, 200	390, 700		1	
	121					
		305, 300	391, 300			
	122	305, 500	392, 100			
	123	305, 800	392, 800			
	124	306, 100	393, 500			
	125	306, 300	394, 100			
	126		394, 800			
	127		395, 300			
	128		395, 900			
	129		396, 600			
	130		397, 200			
	131		397, 700			
	132		398, 200			
	133		398, 500			
	134		398, 800			
	135		399, 100			
	136		399, 400			
	137		399, 700			
	138		400,000			
	139		400, 300			
	140		400, 600			
	141		400, 900			
	142		401, 200			
	143		401, 500			
	144		401, 800			
	145		402, 000			
	146		402, 300			
	147		402, 600			
	148		402, 800			
	149					
			403, 000			
	150		403, 300			
	151		403, 600			
	152		403, 800			
	153		404, 000			
	154		404, 300			
	155		404, 600			
	156		404, 800			
	157		405, 000			
	158		405, 300			
	159		405, 600			
	160		405, 800			
	161		406,000			
	162		406, 300			
	163		406,600			
	164		406, 800			
	165		407, 000			
再任用			·			
職員		224, 800	270, 700	297, 700	324,000	404, 800
		-				

1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める 備考

指導主事に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額 とする。

# (参考資料)

# 目 次

		(頁)
I	市職員給与関係資料	
	平成29年職員給与等実態調査の概要	33
	第1表 給料表別平均給与月額等	34
	第2表 給料表別、級別、号給別職員数	36
	その1 行政職給料表	36
	その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	38
	その1の3 行政職給料表(その他の職員)	40
	その2 医療職給料表	42
	その3 小学校中学校等教育職給料表	44
	その4 高等学校等教育職給料表	47
	第3表 給料表別、年齢別職員数	50
	その1 行政職給料表	50
	その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	51
	その1の3 行政職給料表(その他の職員)	52
	その2 医療職給料表	53
	その3 小学校中学校等教育職給料表	54
	その4 高等学校等教育職給料表	55
	第4表 扶養親族数別職員数	56
	第5表 住居手当の支給状況	57
	第6表 通勤手当の支給状況	58
	第7表 管理職手当の対象職員	59
	第8表 職員数の比較	60
	第9表 再任用職員の級別人員	60

		(頁)
2	民間給与関係資料	
	平成29年職種別民間給与実態調査の概要	61
	第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	62
	第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	63
	第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	64
	その1 公民給与比較の対象職種	64
	その2 公民給与比較の対象外職種	72
	その3 再雇用者	74
	第13表 民間における初任給の改定状況	75
	第14表 民間における定期昇給制度の状況	75
	第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	76
	第16表 民間における家族手当の支給状況	76
	その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対	76
	その2 扶養家族の構成別支給額	76
	第17表 民間における住宅手当の支給状況	77
	第18表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	77
	第19表 公民比較における比較対象従業員	78
0	兴 <u>禹奴文明</u> /	
3	労働経済関係資料	
	第20表 労働経済指標	80

## 1 市職員給与関係資料

## 平成 29 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった平成 29 年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 29 年4月1日現在における職員給与を調査したものである。

## (2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児休業中の職員
- ⑥ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑦ 派遣されている職員
- ⑧ 再任用職員
- ⑨ 任期付職員

## (3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委
教育職給料表	員会の定める指導主事
高等学校等	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育
教育職給料表	委員会の定める指導主事

第1表 給料表別平均給与月額等

						j	学歴別人	員構成比	
区分		性別構	構成比	平均	平均				
給料表	職員数	男	女	年齢	経験 年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
	人	%	%	歳	年	%	%	%	%
行 政 職	4, 508	67. 3	32.7	40.9	19. 3	53. 2	14. 5	31.8	0.5
事務職員・技術職員	2, 773	75. 1	24.9	42.6	20.9	60.6	7.6	31.3	0.5
その他の職員 ※1	1, 735	55. 0	45.0	38. 2	16. 9	41. 4	25. 5	32.7	0.4
医療職	8	87. 5	12.5	51.9	26. 9	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3, 200	51. 3	48.7	44. 1	21.5	96. 5	3.5	0.0	0.0
高等学校等教育職	135	68. 9	31. 1	46. 5	23.8	98. 5	1.5	0.0	0.0
計	7, 851	60.8	39. 2	42.3	20.3	71. 7	9.8	18.3	0.2
公民比較の対象 ※2	2,722	75. 8	24. 2	43.0	21. 3	60.3	7. 7	31. 5	0. 5

<sup>「</sup>その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等「公民比較の対象※2」は、行政職(事務職員・技術職員)から新規学卒者51人を除いたもの「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。 (注) 1

<sup>3</sup> 

<sup>「</sup>通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(平成29年職員給与等実)												
			平均約	合与月額								
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	通勤 手当 <b>※</b> 4				
円	円	円	円	円	円	円	円	円				
317, 067	9, 401	10, 260	336, 728	4, 868	6,866	136	348, 598	7, 240				
328, 525	9, 993	10,832	349, 350	4, 547	9, 270	221	363, 388	7, 427				
298, 754	8, 455	9, 347	316, 556	5, 381	3,025	0	324, 962	6,941				
532, 919	20, 150	40, 232	593, 301	9, 363	67, 171	354, 975	1, 024, 810	5, 131				
382, 279	7, 618	14, 527	404, 424	4, 130	5,003	6, 518	420, 075	6, 627				
414, 774	12,878	13, 779	441, 431	4, 489	5,717	3, 369	455, 006	6,806				
345, 547	8,745	12, 091	366, 383	4, 565	6, 149	3, 155	380, 252	6, 980				
331, 274	10, 174	10, 933	352, 381	4, 597	9, 443	225	366, 646	7, 392				

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(平成29年職員給与等実態調查)

号給 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	及	9級
		ラ形久
┃   ┃	人	人
	1	1
] 3   1   1   1   1		1
4 57 5 21 5 S		1
6   13		
7 8 17		1
9 13 57 13		1
$\begin{bmatrix} 10 & & 1 & 4 & \\ 11 & & 24 & 9 \end{bmatrix}$		1
12 7 17 3		1
13 1 44 44 14 14 14 15 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 6
15   36   32		1
16 13 24 13 17 1 56 59		4
17 1 56 59 18 3 13 8		2 3 2
19 1 32 42		2
21 16 36 55 1		2
22   3   8   14	2	2 1
23 2 39 39 24 4 11 11	1	2
25 10 46 45		1
26 2 7 12 27 4 28 34 1	4	1
28 2 2 18	7	
29 69 6 61 2 1 30 1 6 12 2 3	9 5	1 1
31 6 8 35 1 1 11	3	
32     69     1     12     24       33     33     42     4     2	2 1	1 1
34 2 2 12 7	5	1
35 6 2 36 1 8 36 3 21 2 1	5 3	
37   7   40   8   2		
$\begin{bmatrix} 38 & 1 & 1 & 2 & 9 \\ 39 & 1 & 1 & 25 & 7 & 1 \end{bmatrix}$	1 1	1
40 3 1 19 2 3	2	1
$\begin{bmatrix} 41 & & & & & & & & & & & & & & & & & & $	2	1
43   1   23   13   1   5	_	
44     20     5     2     5       45     48     21     2     1     4	1 3	
46 15 17 2 1 3	J	
46 47 1 33 30 31 5 48 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
49 50 51 62 22 15 40 36 3 3 39 1		
1 52   1 18 13 7 25 1		
53 56 28 2 21 2 54 25 25 7 20 1		
55		
56         21         32         11         4           57         54         23         7         7		***************************************
58   18 17 9 2 1		
59 38 29 11 2 60 21 13 11		
61   52 29 4 1 1		
62   16 15 13 1		
63 64 12 12 16 6		

11th 7/4 00 VII									
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			33	14	5				
66			19	10	10	3			
67 68			28 12	14 12	5 8	6 3			
69			31	4	4	7			·····
70			10	8	4 3	6			
71			14	8	3	9			
72 73			10 10	7 3	7 10	3 4			
74			3	7	9	9			
75			5	5	8	4			
76			11	2	4	3			
77 78			10 8	5 2	8 4	24			
79			18	4	23				
80			11	***************************************	3				
81			19	1	15				
82 83			7 21	3	5				
84			10	2 2	3				
85			6	1	24				
86			9	5	6				
87 88			8 7	5 4	22 6				
89			5	8	28	000000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	***************************************
90			4	10	4				
91			5	8	6				
92 93	•••••••		2 3	46 46	8		***************************************	***************************************	
94			4	14	0				
95			1	38					
96			2	4					~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
97 98			1 3	52 3					
99			1	12					
100			$\frac{1}{2}$						
101			4	26					
102 103			2						
103 104			1 1						
105			1						
106			1						
107 108			1						
108				***************************************	***************************************	***************************************		***************************************	
110			1						
111									
112			1						
113 114		}							
115									
116									
117									
118 119									
120									
121									
122									
123 124									
125					***************************************		***************************************		
計	293	639	1, 916	866	365	222	112	58	37
(構成比%)	(6.5)	(14.2)	(42.5)	(19.2)	(8.1)	(4.9)	(2.5)	(1.3)	(0.8)
	, ,/	/	/	/	/	. == =/			4, 508 ( 100. 0)
								総計	( 100. 0)

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)

<u>その1の2</u>	<u>? 行政</u>	職給料表	長 (事務	<b>職員・</b>	技術職員	( €			
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1	4
2 3									1
4		37							1
5 6		9							
6 7		10 1							1
8		11			***************************************	***************************************			
9	9	20							1
10 11		3 13							1
12	3	11	1						
13 14		16 3	15						1 6
14 15		15	2 21						Ü
16 17	3	17	5						3
17 18	1	25 7	23 2						2
19	2 1	17	19						2 3 2
20	2	9	7						
21 22	2 3	21 7	31 5					2	2 1
23	1	30	21					4	2
24		8 27	5		***************************************	***************************************	***************************************	1	*******************************
25 26	1	27 6	23 6						1 1
20 27	2 3	10	18					4	1
28			6				***************************************	7	
29 30	44	3 5	28 4				1 2	6 4	1 1
31	2	1	20	1			10	3	1
32	44		6				19	2	1
33 34	9	1	21 5	2			2 4	1 3	1
35		2	18				8	5	
36	1		11	1					
37 38	2 1		24 9	5 2 5			2 7	1	
39	-		9 17					1	1
40 41		1	11 14	1		1	2	1	1
42			15	3 2	1	1	1 3	1	
43	1		11	12	1		5		
44 45			12 29	3 11	1	<u>1</u> 1	3	1 2	
46			11	10		1	2		
47	1		19	24	2 2 2	_	4		
48 49	1		11 36	11 24		2	2		
50			15	10	2 1	6	3 1		
51			22	26	3	32	1		
52 53			9 38	7 22	3	20 16	1 2		
54			18	19	5	14	1		
55 56			27 10	16 27	8	3	1		
56 57			42	16	8 5	3 5	***************************************		
58			8 32	14	7 7	2	1		
59 60			32 17	20 8	7	1			
60			30	21	7 3	1	1		
62			11	10	7				
63 64			14 8	17 10	2 3	2			
04			8	10	3				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	J
65			19	14	2				
66			11	9	5	3 5			
67 68			19 11	10 9	3 4	5 3			
69			19	3	3	6			••••••
70			6	3 7	2	5			
71			6	4 5	3	3			
72			6	5	6	2 3			
73			4		7	3			
74			4	4	7	6			
75 76			4 8	5 2	4 3	4 3			
77		***************************************	7	4	6	22			
78			5	2	3	22.			
79			11	2 2	18				
80	***************************************		7		3				
81			15		8				
82			2	3	5				
83			14	2					
84 85			<u>5</u>	1	3 18				
86			5 7	5	3				
87			5	5	13				
88			5 6 5	4	5				
89			5	6	24				
90			3 5	8	1				
91			5	6	5				
92			1 3	4	8				
93 94			4	28. 7					
95			1	26					
96			2	2					
97			1	25					
98			1	3					
99				6					
100			1	0.0					
101 102			2.	26					
102			2 1						
103			1						
105									
106			1						
107									
108									
109									
110 111									
112									
113									
114		ſ							
115									
116									
117									
118 119									
119									
121									***************************************
122									
123									
124									
125									
計	139	346	1, 079	608	252	176	92	46	3
(構成比%)	(5.0)	(12.5)	(38.9)	(21.9)	(9.1)	(6.3)	(3.3)	(1.7)	(1.3
								総計	2, 77

その1の3 行政職給料表(その他の職員)

<u>その1の3</u>	<u>行政</u>	職給料表	・ (その	<u>他の職</u>	<u>員)</u>				
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2 3			1						
4		20							
5 6		12 3	5						
7		2 6	8						
8 9	1	6 37	13						
10	4 1	1							
11		11	9						
12 13	4 1	6 28	2 29						***************************************
14	-	2 21	5						
15 16	10	21 7	11 8						1
16 17	10	31	36						<u>T</u>
18	1	6	6						
19 20	4	15 4	23 7						
21 22	14	15	24	1					200000000000000000000000000000000000000
22 23	1	1 9	9 18						
24		3	6						
25	4 9	19	6 22						
26 27	1	1 18	6 16	1					
27 28	2	2	12						
29 30	25 1	3 1	33 8	2 2			1	3 1	
31	4	7	15	۷			1	1	
32	25	1	6				5		
33 34	24 2	1	21 7	2			3	2	
35	6		18	1					
36 37	2 6 2 5		10 16	1 3			1	3	***************************************
38			3 8				2		
39 40	1 3		8 8	2	1		1	1	
41	ე		14	<u> </u>			1	1	
42			8					1	
43 44			12 8	1 2		1	1		
44 45			19	10	1	<u>-</u>	1	1	
46 47			4 14	7 6	1		1 1		
48			6	3	1		1		
49			26 7	5 5	3	4			
50 51			18	10		1 7	2		
52			9	6 6	4	5			
53 54			18 7	6 6	2	5 6			
55			21	12	2 2 2 3	U			
56			11	12 5 7	3	1			
57 58			12 10	3	2 2 4	2			
59			6	3 9		1			
60 61			4 22	5 8	<u>4</u> 1				***************************************
62			5	5	6	1			
63			13	4	2 3				
64			4	6	3.				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65 66			14 8	1	3 5 2 4				
67			9	4	2	1			
68 69			10	3		1		***************************************	
70			12 4	1 1	1 1	1 1			
71			8	4		6			
7 <u>2</u> 73			4 6	2 3	1 3	1 1			
74			3	3	2 4	3			
75 76			1		4				
70 77			3 3 3 7	1	2	2			
78			3		1				
79 80			7	2	5				
81				1	7			***************************************	**************************************
82			4 5 7	1					
83 84			ι 5	1 1					
85			1		6				
86 87			2 3		3 9				
88			1		1				
89			1	2	4				
90 91			1	2 2	3 1				
92			1						
93 94				18. 7					
95				12					
96				2	***************************************			***************************************	
97 98			2	27					
99			2 1	6					
100 101			1 2						
102			2						
103									
104 105			1						
106									
107 108			1						
109									
110			1						
111 112									
113			1						
114 115									
116									
116 117									
118 119									
120									
121									
122 123									
124									
125		200		05-		,			
計 (構成比%)	154	293	837	258	113	46	20	12	( 0 1
(1円八八)(1円八八)	(8.9)	(16.9)	(48.2)	(14.9)	(6.5)	(2.6)	(1.2)	( 0.7)	( 0. 1 1, 73
								総計	( 100.0

その2 医療職給料表

_ その2	医療職給料表_				
職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1			, ,		
1 2 3					
3					
5 6 7					•
5					
6 7					
8			1		
8 9			enseenseenseenseenseenseenseenseenseens		***************************************
10					
11					
11 12 13					
13					
14					
15 16					
16 17					
18					
19 20 21					
20					
21					
22 23					
23					
24 25			•••••		
26					
26 27 28 29 30					
28			***************************************		
29					
30					
31 32 33					
32					
34					
35					
34 35 36 37 38 39				1	
37					
38					
39 40				1	
40				<u></u>	
42					
43					
44				2	
45					
44 45 46 47					
47					
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64					
50					
51					
52					
53					
54					
55 56					
57					•
58				1	
59				_	
60		•		1	•••••
61					
62					
63					
l 64			<u> </u>	<b></b>	

職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5 級
	人	人	人	人	人
65					
66 67					
68					
69			1		••••••••••••••••••••••••••••••
70					
71					
72					
73 74					
74 75					
76					
77					
78					
79					
80 81	•••••••••••••••••••••••••	***************************************	***************************************		•======================================
82					
83					
84					
85					
86 87					
87 88					
89					•
90					
91					
92 93					
93					
94 95					
95 96					
97					
計	0	0	2	6	0
(構成比%)	( 0.0)	( 0.0)	( 25. 0)	(75.0)	( 0.0)
<u> </u>			( =/		8
				総計	(100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

<u>その3                                    </u>	<u>\字校中字校寺</u>	<u>教育職給料表</u>			
職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
- V 11F	人	人	人	人	人
1					, ,
1 2 3					
4					
5					
6 7					
( Q					
4 5 6 7 8 9				***************************************	
10					
11					
12 13					
13					
14					
15 16					
14 15 16 17		35			
18		00			
19 20 21					
20		33			1
21		21			_
22 23		2 1			5 10
23		1			10 10
24 25		44 20			4
26		7			1
26 27 28		3 24			1
28		24			1 1 8
29		19 35 5 22 16			8
30		35			17
31 32 33		5			19 13
33		16			1
34		42			1
35		4 15			1
35 36 37		15			
37		9			
38 39		47 8			
40		1/1			
41		14 14			10
42		62			9
43		5			8
44 45 46		62 5 13 15 39 7			6
45 46		15			9
46 47		39			1
48		9			3 3
48 49 50 51 52 53 54 55		9 13 32			1 2
50		32		L	2
51		11			
<u>52</u>		11 10 4 8 4			
53 E4		4 0			
94 55		8 4			
56		31			
56 57 58 59		31 7			
58		12			
59		12			
60 61 62 63 64		12 12 8 5			
61		5			
62 63		21 7 25			
64		25			
	**************************************				

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人 13	人	人	人
65		13			
66		29			
67		9			
68		13			
69		18			
70		30			
71		30 3			
72		<u>6</u> 2			
73		2		2	
74		1		26	
75		8		7	
76		10		3	
77		9		1	
78		18			
79		7			
80		18	1	1	
81		14		32	
82		25		$\frac{3}{2}$	
83		8		2	
84		9			
85		17	1	3	
86		5	2	3	
87		1	1	9	
88		2	$\frac{1}{2}$	15	
89		4	1	2	
90		2	9	2	
91		3 5	$\frac{2}{2}$	2 5	
92		2	4	3	
93		21	7	1	
94		14	3	2	
95 95		13	11	1	
96 96		10		3	
96 97		12 17	<u>4</u> 3	<u> </u>	
98		17	δ	4	
98		9 5	1		
99		5	1	3 4	
100		18			***************************************
101		15		5	
102		11		5	
103		9		1	
104		11			
105		18		1	
106		15			
107		14			
108		18 17	1		
109		17	2		
110		14			
111					
112		1			
113		3			
114		1 9			
115		9			
116 117		19 19			
117		19			
118 119		15 15			
119		15			
120		11			
121		15			
122		13			
123		16			
124		11			
124 125		11 21			
140		6			
126					
126 127		23			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
-	人	人	人	人	人
129	, ,	17		, ,	, ,
130		19			
131		13			
132		19			
133		11			
134		20			
135		16			
136		25			
137		40			
138		18			
139		29			
140		44			
141		16			
142		23			
143		49			
144 145		32 33			
145		30			
147		31			
148		40			
149		44			
150		35			
151		48			
152		51			
153		26			
154		55			
155		67			
156		62			
157		86			
158		73			
159		75			
160		53			
161		44			
162		24			
163		4			
164 165		13 13			
165 計	0		40	154	1.45
		2, 853	48	154	145
(構成比%)	( 0.0)	(89.2)	(1.5)	(4.8)	(4.5)
				総計	3, 200 ( 100. 0)

その4 高等学校等教育職給料表

_ その4 高	等学校等教育職績	6 料 表		
職務の級号給	1級	2級	3級	4級
3 114	人	人	人	人
1		,		
2				
3				
4		•		
5 6				
7				
1 2 3 4 5 6 7 8		***************************************		
9				
10				
11 12 13 14				
13				***************************************
14				
15				
15 16 17				
I 18				
19				
20				
20 21 22 23 24 25				
23				
24				
25				1 2 1
26				2
28				1
29				2
30				
31		1		1
26 27 28 29 30 31 32 33				
34				
35				
34 35 36 37		1	•	1
38		1		1
39		±		
38 39 40		1 1		
41		1		
42 43				
43 44 45		2		
45		***************************************		
46				1
47 48				
48 49				
50				
51				
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64				
54				
55		1		
<u>56</u>			5 1	
58				
59			3	
60				
61			1	
63		1	1 1	
64		1		
65			2	
66 67 68		1 1		
68		1		
<u> </u>				

人 人 人 人 人 人 人	, 
70 71 72 73 73 1 1 1 74 75 76 77 78 1 1 79 80 1	
72 73 74 75 76 77 78 79 80 1	
72 73 74 75 76 77 78 79 80 1	
74 75 76 77 78 79 80 1	
75 76 77 1 78 79 80 1	
76 77 78 79 80 1	14000000000000000000000000000000000000
77 78 79 80 81	
78 79 80 81	
80 1 1 81	
	***************************************
82	
1 83	
84 1	
85 86 1	
87	
1 89 1	
90 91 92 2 3	
91 92 3	
93	
94	
95	
96 3 3 97 98 2 99 3 100 2 101 2 2	
98 2	
99 3	
100 2	
101 102 2 6	
103	
104	
105	
106	
107 108 5 1	
1 109 1 1	***************************************
110 2	
111 5	
112 113 4	
113 114 1	
115 2 1	
116	
117 118 2	
119	
1 120 1 1	
1 121 2	
122 123 2	
125 2 124 1	
1 125 2	
1 126	
127	
127 128 129 130	
130	
132	
133	
134	
135 136	

職務の級号給	1級	2級	3級	4級
137 138 139 140 141 142 143	<u></u>	\hfpartial	<u>Д</u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
144 145 146 147 148 149				
150 151 152 153 154 155			***************************************	
156 157 計 (構成比%)	1 ( 0.7)	109 ( 80. 7)	16 ( 11. 9)	9 ( 6.7)
			総計	135 ( 100. 0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

態調査	員給与等実	成29年職員	(平				<b>計表</b>	政職給料	その1 行
9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1 級	職務の級 手齢
	人	人	人	人	人	人	人	人	
									17歳以下
								10	18歳
								9	19
								17	20
								26	21
								79	22
							3	88	23
							47	35	24
							89	20	25
							84	5	26
							96		27
						5	115	1	28
						17	101		29
						44	63		30
						104	25	1	31
						100	8	1	32
						117	3		33
						101	3		34
						129	1		35
					1	106		1	36
					1	126	1		37
					6	130			38
					11	141			39
					22	120			40
					38	129			41
					53	104			42
				2	64	96			43
				16	57	82			44
				31	63	72			45
			2	26	54	52			46
			3	29	67	34			47
		5	7	31	51	24			48
	1	3	8	19	47	19			49
		4	16	25	39	12			50
	3	1	12	16	40	12			51
	3	7	14	32	40	5			52
	4	11	17	24	29	6			53
	2	17	27	13	28	10			54
	3	13	22	23	34	3			55
	7	14	25	21	30	7			56
	13	13	21	20	27	4			57
	13	13	28	22	35	2			58
	9	11	20	15	29	3			59
									60
									61
									62
									63
									64
									65
									66~69
									70歳以上
	58	112	222	365	866	1, 916	639	293	計
( 57.	(56.7)	(55.4)	(54.9)	(51.5)	(48.8)	(39.2)	(28.0)	(23.0)	(平均年齢)
4, 5	総計								
(40.	3636; Fr T								

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)

その1の2	1] 以明	<u>或桁科衣</u>	(事務職	<u>貝 技</u>	<u> </u>				
職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下									
18歳	6								
19	6								
20	5								
21	9								
22	41								
23	51								
24	10	27							
25	7	44							
26	3	33							
27		46							
28 29		72							
30		58 42	1.4						
31	1	13	14 37						
32	1	5	48						
33		2	53						
34		2	50						
35		1	59						
36			63						
37		1	78						
38			65	4					
39			87	4					
40			67	12					
41			87	21					
42			69	33					1
43			70	42	1				
44			52	49	7				
45			54	50	15	0			
46			37	43 57	17 20	2 3			
47 48			28 17	38	19	6	5		
49			10	35	14	7	3	1	1
50			8	32	20	12	4	1	
51			7	33	14	10	1	3	
52			2	24	23	9	5	3	
53			3	15	20	14	9	4	
54			8	16	10	22	13	2	3
55			1	22	21	15	12	3	1
56			3	20	12	19	11	6	5
57			1	20	16	17	11	8	S
58				22	15	23	9	8	5
59			1	16	8	17	9	8	10
60									
61									
62									
63									
64 65									
66~69									
70歳以上									
計	139	346	1,079	608	252	176	92	46	35
(平均年齢)	( 22. 9)	( 28. 2)	(40.0)	(48.7)	(51.8)	( 54. 9)	( 55. 2)	( 56. 4)	( 57. 1)
	( === 0/	( 20.2)	( 10. 0/	( 20.1)	( 31. 0)	( 31.0)	( 30. 2)		2,773
								総計	(42.6)

その1の3 行政職給料表(その他の職員)

その1の3	<u> </u>	<u> 総給料表</u>	(その他	の職員	)				
職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 Mi	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下									
18歳	4								
19	3								
20	12								
21	17								
22	38								
23	37	3							
24	25	20							
25	13	45							
26	2	51							
27	1	50	_						
28	1	43	5						
29 30		43 21	17 30						
31		12	67		***************************************				
32	1	3	52						
33	1	1	64						
34		1	51						
35		1	70						
36	1		43	1					
37	_		48	1					
38			65	2					
39			54	7					
40			53	10					
41			42	17					
42			35	20					
43			26	22	1				
44			30	8	9				
45		***************************************	18	13	16				
46			15	11	9				
47			6	10	9				
48			7	13	12	1			
49			9	12	5	1			
50			4	7 7	5	4			
51			5		2	2			
52			3	16	9	5	2		
53			3	14	4	3	2		
54 55			2 2	12 12	3 2	5 7	4		
56					***************************************		1	1	***************************************
57			4	10 7	9 4	6 4	3 2	1 5	
58			2	13	7	5	4	5	1
59			2	13	7	3	2	1	1
60			2	10			-	1	1
61									
62									
63									
64									
65									
66~69									
70歳以上									
計	154	293	837	258	113	46	20	12	2
(平均年齢)	(23.2)	(27.7)	( 38. 0)	(48.9)	(50.7)	(54.9)	(56.1)	(58.1)	(59.4)
								総計	1,735
								WENT I	(38.2)

その2 医療職給料表

_ その2 🛭	医療職給料表				
職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級
年齢					
1045111	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25	***************************************	000000000000000000000000000000000000000	MACCONOCCIMOCOMOCOMOCOMOCOMOCOMOCOMOCOMOCOMOCO	***************************************	***************************************
26					
27					
28					
29					
30		***************************************	***************************************		
31					
32					
33					
34					
35					
36			1		
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46				1	
47				1	
48					
49					
50					***************************************
51					
52					
53					
54				2	
55					
56				1	
57					
58			1		
59					
60				1	
61		-			
62					
63					
64					
65					
66~69					
70歳以上					
計	0	0	2	6	0
(平均年齢)			(47.4)	(53.4)	
_					8
				総計	(51.9)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級	1 級	2級	特2級	3級	4級
-MI	人	人	人	人	人
17歳以下		~		^	,
18歳					
19					
20					
21					
22		30			
23		57			
24		63			
25		85			
26		87			
27		78			
28		99			
29		60			
30		66			
31		67			
32		61			
33		73			
34		73			
35		50			
36		60			
37		55			
38		65			
39		44			
40		52			
41		45			
42		64			
43		70	1		
44		59	2		
45		65			
46		66	7	1	
47		72	5	1	
48		90	5	5	
49		100	9	11	
50		69	5	11	1
51		89	6	13	4
52		90	4	28	3
53		94	2	31	5
54		105		15	$\epsilon$
55		114		14	21
56		135	2	3	24
57		121		4	29
58		92		10	27
59		88		7	25
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66~69					
70歳以上					
計	0	2, 853	48	154	145
(平均年齢)		(42.9)	(49.5)	(53.5)	( 57. 0)

その4 高等学校等教育職給料表

<u>その4</u> 職務の級	高寺学 <u>校寺教育職</u> 船 			
年齢	1 級	2 級	3級	4級
	人	人	人	人
17歳以下		·		
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29		1		
30		_		
31		5		
32				
33				
34		1		
35		1		
36		3		
37		· ·		
38		3		
39		3		
40		7		
41		4		
42	1	7		
43	1	8		
44		12		
45		4		
46		9	1	
47		4	1	
48		8	2	
49		3	2	
50		7	1	
51		3	1	
52		2	1	1
53		3	4	
54		4	2	2
55		2	1	3
56				3
57		2		
58		2		
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66~69				
	L			
70歳以上	1	109	16	Q
70歳以上 計	1 (42.2)	109	16	9 (55.2)
70歳以上	1 ( 42. 2)	109 ( 45. 1)	16 (51.4) 総計	9 ( 55. 2) 135

# 第4表 扶養親族数別職員数

(平成29年職員給与等実態調査)

		1個異相 3 7 7 次 個
扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
	人	人
1 人	1, 055	406
2 人	1, 175	446
3 人	897	668
4 人	228	204
5 人	21	18
6人以上	1	1
小 計	3, 377	1, 743
支給されていない職員	4, 474	
合 計	7, 851	

- (注)1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
  - 2 扶養手当の額は、配偶者については 13,000 円、子については 6,900 円、 その他の扶養親族については 1 人につき 6,500 円 (職員に配偶者がいない 場合は、子・その他のうち 1 人については 11,000 円)である。なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人 につき 5,000 円が加算される。
  - 3 扶養手当制度の見直しにより、来年度から段階的に金額が改定され、平成32年度の制度完成時には、子については1人につき10,000円、子以外については1人につき6,500円等となる。

# 第5表 住居手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

		( 1 /94== 1 194)	良和 子 寻 天 恣 胸 重 /
		区 分	職員数
			人
支	給され	1ている職員	964
	借家	月額11,000円未満	4
	•	月額11,000円以上25,700円未満	259
	借 間	月額25,700円	701
経	過措置	置を受けている職員 (注)	424
	給され	6, 463	
		合 計	7, 851

	円
支給されている職員1人当たりの額	24, 570

(注) 経過措置を受けている職員とは、本年4月から給与等の負担が静岡県から本市に移譲されたことにより、本市の条例が適用されるようになった市内小学校及び中学校の教職員のうち、経過措置として移譲前の静岡県の制度による住居手当が支給されている職員である。

## 第6表 通勤手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

(十	成29平城貝和子	守天忠明且/
区分	支給月額	職員数
	円	人
支給されている職員		4, 785
交通機関利用者		864
交通用具(自動車等)使用者		3, 816
片道5km未満	2,000	1, 276
片道5km以上 10km未満	4, 200	1, 177
片道10km以上 15km未満	7, 100	700
片道15km以上 20km未満	10, 000	334
片道20km以上 25km未満	12, 900	135
片道25km以上 30km未満	15, 800	81
片道30km以上 35km未満	18, 700	25
片道35km以上 40km未満	21,600	23
片道40km以上 45km未満	24, 400	23
片道45km以上 50km未満	26, 200	20
片道50km以上 55km未満	28, 000	7
片道55km以上 60km未満	29, 800	8
片道60km以上	31,600	7
交通機関と交通用具の併用者		105
経過措置を受けている職員(注)		2, 489
支給されていない職員		577
計		7, 851

支給されている職員1人当たりの額 7,324円

- (注) 1 通勤による環境への負荷の低減を図るため、平成33年3月31日まで 一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を 減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して 支給されている。
  - 2 経過措置を受けている職員とは、本年4月から給与等の負担が静岡県から本市に移譲されたことにより、本市の条例が適用されるようになった市内小学校及び中学校の教職員のうち、経過措置として移譲前の静岡県の制度による通勤手当が支給されている職員である。

# 第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(平成29年職員給与等実態調査)

柳只加丁	加丁牙天芯明五		
区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130, 300	技術統括監	1
2種	104, 200	部長、区長	24
3種	99, 100	担当部長	6
4種	94, 000	参与	9
5種	82, 200	次長、副区長	43
6種	77, 400	参事、本庁の課長	104
7種	66, 400	副参事	24
8種	62, 300	区役所の課長	31
9種	51, 900	専門監	191
10種	49, 600	本庁の課長補佐	28
11種	46, 300	区役所の課長補佐	23
その他		病院長ほか	2
		計	486

(注) 55歳を超える職員のうち行政職給料表 6級以上の職員は、上記金額に 100分の1.3を乗じて得た額を減じて支給されている。

教育職員給与条例適用者

(平成29年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種~ 5種	82, 200~ 66, 400	次長、参事、教育センター所長	12
8種~ 10種	70, 100~ 52, 600	小学校長、中学校長	141
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52, 900	高等学校副校長	1
13種~ 14種	52, 500~ 43, 700	小学校教頭、中学校教頭	147
15種	44, 100	高等学校教頭	1
		# <u>-</u>	303

第8表 職員数の比較

区分	平成29年4月	平成28年4月	(A) - (B)	(A) / (B)
給料表	(A)	(B)		
	人	人	人	%
行 政 職	4, 833	4, 693	140	103. 0
事務職員・技術職員	2, 955	2, 835	120	104. 2
その他の職員※	1,878	1, 858	20	101. 1
医 療 職	8	8	0	100.0
小学校中学校等教育職	3, 424	1	3, 424	1
高等学校等教育職	135	150	△ 15	90. 0
技 能 労 務 職	241	265	△ 24	90. 9
企 業 職	256	268	△ 12	95. 5
計	8, 897	5, 384	3, 513	165. 2

<sup>(</sup>注) 1 対象は、一般職の常勤職員

# 第9表 再任用職員の級別人員

フルタイム勤務職員

_	ノルグイム勤伤戦	只									
	給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
	クニュトロか	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	行政職	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
_											
	給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計				
ľ	小学校中学校等	人	人	人	人	人	人				
L	教育職	0	47	0	0	0	47				

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 84	人 318	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 402
										•

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等	人	人	人	人	人	人
教育職	0	38	0	0	0	38

<sup>2 「</sup>その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教 員等

## 2 民間給与関係資料

#### 平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

## (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 375 事業所

#### イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種

(うち初任給関係職種18職種)

#### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 10 層に層化し、これらの層から無作為に抽出された 117 事業所の実地調査を行った。 調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

#### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼると きは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### ウ 調査実人員

初任給関係 301 人、初任給関係以外の調査職種 5,608 人(行政職に相当する調査 実人員 5,241 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、26,479 人であり、 行政職に相当するものは 20,668 人である。)

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成29年職種別民間給与実態調査)

				(T)X 23 -	下賦悝別民间稲	丁天 您则且/
企業規定産業	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業	計 10	2 15	15	22	34	16
農業,林業、消	魚業	0	0	0	0	0
鉱業,採石業,福採取業、建設		3 1	0	0	2	3
製造	業 4	3 4	8	12	15	9
電気・ガス・熱供 水道業、情報通信 運輸業, 郵便	業、 1	3 2	2	5	3	1
   卸 売 業 , 小 売	5 業 1	0	1	2	5	2
金融業,保険業、動産業、物品賃貸		5	2	0	3	0
教育,学習支援 医療,福祉 サービス	. 1	5 3	2	2	7	1

<sup>(</sup>注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が15所あった。

<sup>2 「</sup>サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成29年職種別民間給与実態調査)

				, , ,	三の。たりは、	,,,
	職種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
		大学卒	195, 126	195, 809	194, 485	194, 114
事	新卒事務員	短大卒	171, 362	170, 057	172, 559	* 174,600
務		高校卒	159, 574	157, 482	160, 401	* 166, 163
		大学卒	198, 834	201, 914	198, 071	* 187,750
技術	新卒技術者	短大卒	176, 830	* 177,079	175, 900	_
関		高校卒	165, 120	163, 869	164, 863	173, 067
係		大学卒	196, 288	197, 491	195, 787	192, 296
	新卒事務員・技術者計 〈	短大卒	173, 077	171, 904	173, 901	* 176, 667
		高校卒	161, 370	159, 313	162, 069	168, 045

<sup>(</sup>注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給 される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所につ いて平均したものである。

<sup>2 「\*」</sup>は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

# 第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

# その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

								(平成29年職	战種別民間給与実態調査)
						平成			
	脚 廷 如 調 査 平均					1			
	職種	名		実人員	年齢	きまって支給す	うち時間外	(A) - (B)	備考
				入八兵	ТЩ	る給与(A)	チ当(B)	(A) (D)	
				人	歳	円	円	円	III D =
	支 店	長		11	51.4	835, 823	101	835, 722	構成員50人以上の支店
	大	学	卒	6	50.2	1,032,626	0	1,032,626	(社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	短	大	卒	_	_	_	_	_	(2) 标 \ 。 /
	高	校	卒	5	52.6	649, 693	197	649, 496	
	中	学	卒	_	_	_	_	, _	
	'	1							
	工場	長		2	EG O	741 059	0	741 059	構成員50人以上の工場の長
			ميليد		56.0	741, 853		741, 853	(取締役兼任者を除く。)
	大	学	卒	*	*	*	*	*	
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	_	_	-	-	_	
	中	学	卒	_	_	-	-	-	
									0 3 TO 1 TO
	事務部	長		151	53.4	629, 827	149	629, 678	2課以上又は構成員20人以
	大	学	卒	116	53.4	653, 804	194	653, 610	上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及
	短	大	卒	7	51.2	516, 983	0	516, 983	び部長級専門職(取締役兼
事	高	校	卒	28	54.3	576, 043	31	576,012	任者を除く。)
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
務		•	·						
"	技術部	長		61	52.2	652,019	19, 259	632, 760	同 上
	大	学	卒	43	51.9	674, 681	25, 478	649, 203	
	短	大	卒	2	53. 5	582, 826	4, 964	577, 862	
技	高	校	卒	11	51.9	579, 995	0	579, 995	
	中	学	卒	5	53.8	653, 797	17, 756	636, 041	
術	1	7	+	5	55.6	055, 151	17,700	030, 041	
נוע	事務部	% <b>F</b> .		123	51.5	618, 782	430	618, 352	上記部長に事故等のあると
関		学	+-			· ·			きの職務代行者、職能資格
美	大		卒	101	51.4	636, 725	504	636, 221	等が同等と認められる部の
	短	大	卒	7	51.2	545, 579	0	545, 579	次長及び部次長級専門職、
係	高	校	卒	15	52.1	517, 824	89	517, 735	中間職(部長-課長間)
	中	学	卒	-	-	-	-	_	
職	l								
	技術部			55	52.2	639, 683	122	639, 561	同 上
種	大	学	卒	47	51.9	647, 476	86	647, 390	
	短	大	卒	2	56.0	497, 220	0	497, 220	
	高	校	卒	6	54.3	609, 457	555	608, 902	
	中	学	卒	_	_	-		-	
	事務課:	長		495	49.6	529, 640	5, 395	524, 245	2係以上又は構成員10人以
	大		卒	325	49. 2	546, 616	6,712	539, 904	上の課の長、職能資格等が
	短	大	卒	49	48.6	487, 415	4,610	482, 805	同等と認められる課の長及
	高	校	卒	121	51.0	498, 085	1, 944	496, 141	び課長級専門職
1	中	学	卒		-	-	1, 744	750, 141	
1	-	7	-						
	技術課	長		185	49.6	556, 396	16, 535	539, 861	同 上
			<u> </u>						
	大痘		卒	117	49.7	571, 918	17, 350	554, 568	
	短	大	卒	18	48. 7	508, 005	11,608	496, 397	
	高	校	卒	50	49.3	526, 014	15, 939	510, 075	
	中	学	卒	_	_	-	-	_	

<sup>(</sup>注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

				平成			
	職種名	調査	平均	  きまって支給す <sub> </sub>		, , , , , ,	備考
		実人員	年齢	る給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	台和細目に東北鮮のもでしたの職
	事務課長代理	238	48.0	490, 271	57, 253	433, 018	前記課長に事故等のあるときの職 務代行者、課長に直属し部下に係
	大 学 卒	172	47.3	495, 018	62, 834	432, 184	長等の役職者を有する者、課長に
	短大卒	18	47.8	476, 557	48, 406	428, 151	直属し部下4人以上を有する者、 職能資格等が同等と認められる課
	高校卒	48	50.5	477, 498	39, 448	438, 050	長代理及び課長代理級専門職、中
	中 学 卒	_	_	_	-	_	間職 (課長-係長間)
	技術課長代理	90	49. 1	555, 315	90, 752	464, 563	同 上
	大 学 卒	69	48.6	558, 642	95, 208	463, 434	
	短 大 卒	5	45.6	481, 057	71, 488	409, 569	
	高 校 卒	15	53.2	547, 863	65, 672	482, 191	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	495	44. 6	440, 687	56, 981	383, 706	係の長及び係長級専門職
	大学卒	301	43.3	449, 445	60, 347	389, 098	
	短大卒	60	44. 7	411, 932	53, 334	358, 598	
事	高校卒	132	48. 0	430, 325	49, 372	380, 953	
1	中学卒	2	52.5	443, 513	61, 958	381, 555	
務				ŕ	,	,	
	技術係長	250	43.8	477, 218	86, 639	390, 579	同 上
•	大 学 卒	147	42.4	483, 599	91, 894	391, 705	
	短大卒	24	48.9	469, 117	80, 258	388, 859	
技	高校卒	74	46.6	464, 427	73, 990	390, 437	
術	中 学 卒	5	47.0	385, 802	37, 684	348, 118	
N13	事務主任	457	42.4	377, 866	42, 158	335, 708	係長等のいる事業所における主
関	大 学 卒	263	39. 2	378, 804	42, 933	335, 871	任、係長等のいない事業所におけ る主任のうち、課長代理以上に直
	短 大 卒	67	45.8	365, 052	39, 436	325, 616	属し、部下を有する者、係長等の
係	高 校 卒	126	47.2	383, 580	42,609	340, 971	いない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる
releb	中 学 卒	*	*	*	*	*	主任、中間職 (係長-係員間)
職	技術主任	208	40. 0	411, 687	70, 509	341, 178	同上
種	大学卒	122	37. 4	396, 222	71, 539	324, 683	
1 1 =	短大卒	15	42. 1	397, 918	79, 672	318, 246	
	高校卒	64	44. 5	442, 980	62, 517	380, 463	
	中学卒	7	53.3	532, 908	100, 844	432, 064	
	<b>東敦</b> 校 邑	1 657	27.0	200 767	20 550	979 915	
	事務係員	1,657	37. 2	308, 767	30, 552	278, 215	
1	大学卒	857 251	34. 6	317, 829	35, 431	282, 398 250, 323	
1	高校卒	251 540	38. 6 40. 2	274, 619 309, 742	24, 296 26, 238	250, 323 283, 504	
	中学卒	9	53. 2	319, 528	20, 238 9, 883	309, 645	
1	技術係員	763	36. 2	354, 256	61, 532	292, 724	
	大 学 卒	422	33.5	342, 204	60, 584	281,620	
1	短 大 卒	87	42.3	388, 665	70, 411	318, 254	
1	高校卒	232	38. 3	360, 685	59, 633	301, 052	
	中学卒	22	35. 9	366, 563	63, 393	303, 170	
Щ							

# 2 規模500人以上

					平成			
	職種名		調 査 実人員	平均 年齢	きまって支給す る給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考
	支方、短高中	卒卒卒卒	人 10 6 - 4	歳 51.2 50.2 - 52.7	円 879, 578 1, 032, 626 - 670, 207	円 120 0 - 285	円 879, 458 1, 032, 626 - 669, 922	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	工 場大短高中	卒卒卒卒	2 * * -	56. 0 * * -	741, 853 * *	0 * * - -	741, 853 * * - -	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事	事務部 大 短 高 中	卒卒卒卒	117 101 4 12	53. 3 53. 3 50. 9 54. 1	664, 219 673, 531 533, 171 635, 618	214 237 0 96 -	664, 005 673, 294 533, 171 635, 522	2課以上又は構成員20人以 上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
技	技術部 大 短 高 中 中 学	卒卒卒卒	46 36 2 7 *	52. 4 52. 7 53. 5 51. 0	675, 655 694, 232 582, 826 624, 167 *	1,641 1,853 4,964 0	674, 014 692, 379 577, 862 624, 167	同 上
術関係	事務部次長 大 短 高 中 学	卒卒卒卒	109 94 5 10	51. 5 51. 5 49. 4 53. 1	637, 586 645, 603 572, 990 581, 986	489 543 0 144 -	637, 097 645, 060 572, 990 581, 842	上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職(部長-課長間)
種	技術部 大 短 高 中 学	卒卒卒卒	54 46 2 6	52. 2 51. 9 56. 0 54. 3	643, 635 652, 110 497, 220 609, 457	125 88 0 555 -	643, 510 652, 022 497, 220 608, 902	同上
	事務課 大短高中 2000年 100日 100日 100日 100日 100日 100日 100日	卒卒卒卒	372 268 37 67	49. 2 48. 8 48. 5 51. 7	557, 969 563, 501 516, 524 555, 945	5, 203 6, 416 3, 351 343	552, 766 557, 085 513, 173 555, 602	2 係以上又は構成員10人以 上の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	技術課 長 学 大 校 学 中	卒卒卒卒	152 99 13 40 -	49. 9 50. 1 48. 7 49. 9	571, 430 584, 490 516, 283 543, 568	7, 741 9, 194 2, 569 4, 262	563, 689 575, 296 513, 714 539, 306	同上

		給額					
	職種名	調査実人員	平均 年齢	きまって支給する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
	事務課長代理 大 学 卒 短 大 校 卒 市 学 卒	11 31	歳 48.3 47.4 49.1 53.0	円 520, 287 515, 003 510, 233 551, 634 -	円 68, 376 70, 357 62, 873 59, 999 -	円 451, 911 444, 646 447, 360 491, 635	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職(課長一係長間)
	技術課長代理 大 学 卒 短 大 校 卒 高 校 卒 中 学 卒	3 13	49. 1 48. 5 44. 7 53. 8	558, 991 559, 391 489, 541 560, 282	91, 753 96, 063 46, 668 65, 838	467, 238 463, 328 442, 873 494, 444	同上
事	事務係長 大 学 卒 短 大 校 卒 中 学 卒	38 97	44. 4 43. 0 45. 1 48. 5 52. 5	451, 597 456, 901 432, 184 443, 257 443, 513	57, 980 60, 547 54, 601 51, 155 61, 958	393, 617 396, 354 377, 583 392, 102 381, 555	係の長及び係長級専門職
務・技	技術係長 大 学 卒 短 大 校 卒 中 学 卒	21 64	43. 9 42. 4 49. 0 47. 7 53. 5	483, 217 485, 533 485, 340 474, 905 440, 939	87, 618 91, 861 87, 344 71, 821 63, 644	395, 599 393, 672 397, 996 403, 084 377, 295	同 上
術 関 係 啦	事務主任 大 学 卒 短 大 校 卒 中 学 卒	49 93	42.5 39.0 47.1 48.7	392, 065 389, 505 382, 942 404, 980 *	43, 312 43, 503 42, 216 44, 331 *	348, 753 346, 002 340, 726 360, 649	係長等のいる事業所における主 任、係長等のいない事業所におけ る主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者、係長等の いない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる 主任、中間職(係長-係員間)
種	技術主任 大 学 卒 短 大 校 卒 中 学 卒	7 57	40. 0 37. 0 44. 8 45. 2 53. 3	414, 914 395, 139 397, 417 454, 090 532, 908	63, 883 65, 309 44, 139 59, 555 100, 844	351, 031 329, 830 353, 278 394, 535 432, 064	同上
	事務係員 大 学 卒 短 大 校 卒 中 学 卒	127 350	36. 7 33. 4 38. 3 41. 1 52. 5	319, 595 321, 263 293, 834 324, 231 334, 219	28, 951 32, 570 29, 997 23, 068 12, 957	290, 644 288, 693 263, 837 301, 163 321, 262	
	技術係員 大 学 卒 短 大 校 卒 高 校 卒 中 学 卒	49 172	36. 0 32. 6 41. 9 40. 1 54. 3	345, 482 336, 250 375, 770 350, 125 486, 471	46, 691 50, 967 48, 512 37, 248 105, 817	298, 791 285, 283 327, 258 312, 877 380, 654	

## 3 規模100人以上500人未満

							平成	給額		
	職	種	名		調 査 実人員	平均 年齢	きまって支給す「	> 4 n+ nn hi	(A) (D)	備 考
					天八貝	· 山函-十-	る給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
	支	н:	E		人 *	歳 *	円	円	円 *	構成員50人以上の支店
	×	店大	長学	卒	* _	* -	*	*	* -	(社) の長(取締役兼任者
		短短	大	卒	_	_	_	_	_	を除く。)
		高	校	卒	*	*	*	*	*	
		中	学	卒	-	_	_	_	_	
	I.	場	長		-	-	-	_	_	構成員50人以上の工場の長
		大	学	卒	-	-	-	-	_	(取締役兼任者を除く。)
		短	大	卒	-	-	-	_	_	
		高	校	卒	-	-	-	-	_	
		中	学	卒	-	_	-	-	_	
	車系	务部士	Ē.		26	53. 2	553, 033	0	553, 033	2課以上又は構成員20人以
	<b>→</b> 45	大	学	卒	11	52. 4	564, 630	0	564, 630	上の部の長、職能資格等が
		短短	大	卒	3	51.5	500, 564	0	500, 564	同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼
事		高	校	卒	12	54.3	555, 268	0	555, 268	任者を除く。)
		中	学	卒	-	-	-	-	_	
務										
	技術	ド部∮			9	53. 7	598, 520	9, 478	589, 042	同 上
•		大		卒	3	52. 4	505, 414	0	505, 414	
技		短高	大 校	卒卒	2	- 53. 5	- 582, 530	0	- 582, 530	
100		中	学	卒卒	4	53. 5 54. 8	672, 132	20, 898	651, 234	
術		'	,	_	1	01.0	072, 102	20,030	001, 201	
	事務	务部?	欠長		9	52.1	504, 423	0	504, 423	上記部長に事故等のあると
関		大	学	卒	6	52.0	516, 185	0	516, 185	きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の
		短	大	卒	2	55. 1	486, 804	0	486, 804	次長及び部次長級専門職、
係		高	校	卒	*	*	*	*	*	中間職(部長-課長間)
mals		中	学	卒	-	-	-	-	_	
職	坛分	<b></b> 「部)	炉트		_	_	_	_	_	同上
種	12 7/		学	庅	_	_	_	_	_	1.4 —
1 1 1 1 1			大		_	_	-		_	
		高	校	卒	-	-	-	-	_	
		中	学	卒	-	-	_	-	_	
										o KNI Table NEW A
	事務	务課 :			89	50.9	471, 199	7, 104	464, 095	2係以上又は構成員10人以 上の課の長、職能資格等が
		大	学	卒	44	51.0	484, 905	9, 336	475, 569	同等と認められる課の長及
		短	大 校	卒	9	49.6	436, 950	6, 503	430, 447	び課長級専門職
		高中	(Ý)	卒卒	36 -	51. 1 -	463, 395 -	4, 607	458, 788 -	
		1.		7						
	技術	ド課 <del>」</del>	툿		27	47.2	498, 062	65, 524	432, 538	同 上
		大		卒	16	47.4	499, 319	71, 995	427, 324	
		短	大	卒	3	45.3	495, 764	49, 587	446, 177	
		高	校	卒	8	47.6	496, 455	58, 806	437, 649	
		中	学	卒	-	-	-	-	_	

	職種	名		調査	平均	きまって支給す「		, , , , , ,	備考
	.,,			実人員	年齢	る給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	v
				人	歳	円	円	円	
	事務課		里	35	46.9	410,611	28, 711	381, 900	前記課長に事故等のあるときの職 務代行者、課長に直属し部下に係
	大	学	卒	20	47.2	417, 075	33, 660	383, 415	長等の役職者を有する者、課長に
	短	大	卒	5	45.3	446, 537	39, 712	406, 825	直属し部下4人以上を有する者、
	高	校	卒	10	47. 1	379, 960	13, 418	366, 542	職能資格等が同等と認められる課 長代理及び課長代理級専門職、中
	中	学	卒		-		=.	-	間職(課長-係長間)
	技術課		里	3	46. 2	476, 134	106, 236	369, 898	同 上
	大	学	卒	-	_	-	_	_	
	短	大	卒	2	46. 5	472, 073	97, 772	374, 301	
	高	校	卒	*	*	*	*	*	
	中	学	卒	-	_	_	_	-	
	事務係	長		78	43.8	386, 610	56, 900	329, 710	係の長及び係長級専門職
	大	学	卒	43	43.8	404, 018	65, 902	338, 116	
	短	大	卒	18	43.8	358, 051	45, 821	312, 230	
事	高	校	卒	17	44. 1	372, 701	45, 913	326, 788	
	中	学	卒	_	_	_	, _	_	
務			·						
	技術係	長		23	41.9	391, 781	76, 107	315, 674	同 上
	大	学	卒	8	43.5	423, 390	102,830	320, 560	
	短	大	卒	2	45.5	290, 805	2, 185	288, 620	
技	高	校	卒	10	40.0	401, 110	87, 103	314, 007	
44T	中	学	卒	3	41.8	342, 670	17, 377	325, 293	
術	事務主任	任:		74	41. 7	323, 627	38, 060	285, 567	係長等のいる事業所における主
関	大		卒	32	39. 2	320, 105	42, 454	277, 651	任、係長等のいない事業所におけ る主任のうち、課長代理以上に直
	短	大	卒	14	43.4	318, 774	35, 251	283, 523	属し、部下を有する者、係長等の
係	高	校	卒	28	43.8	330, 020	34, 470	295, 550	いない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる
	中	学	卒	-	-	-	-	-	主任、中間職(係長-係員間)
職	++ 45 -> 1	H		0.7	40.0	400.070	114 040	000 405	同 上
1 <del>4.</del>	技術主作		-t-	27	40.0	403, 078	114, 643	288, 435	150 工
種	,	学士	卒	17	39. 9	408, 761	115, 578	293, 183	
	短直	大校	卒	5 5	40.9	400, 157	123, 768	276, 389	
	高中	(文 学	卒卒	ə –	39. 2 -	386, 981 -	102, 754 -	284, 227 -	
	· '	,	'						
	事務係」	員		380	39. 2	292, 265	35, 899	256, 366	
	大		卒	156	38.6	315, 559	46, 277	269, 282	
	短	大	卒	86	41.6	260, 409	18, 280	242, 129	
	高	校	卒	137	38. 1	283, 844	34, 643	249, 201	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
	技術係」	員		193	36. 1	370, 244	85, 995	284, 249	
		学	卒	89	35.4	353, 090	75, 536	277, 554	
	短	大	卒	33	42.7	406, 437	91, 143	315, 294	
	高	校	卒	54	34. 2	380, 464	104, 312	276, 152	
	中	学	卒	17	31.3	336, 542	52, 771	283, 771	

## 4 規模100人未満

						平成			
	職種	名		調 査 実人員	平均 年齢	きまって支給す る給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備 考
	支店大短	長学大	卒卒	人 - - -	歳 - -	円 - - -	円 - - -	円 - - -	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を除く。)
	高中	校学	卒卒	- -	_ _	-	-	- -	
	工 場 大	長 学	卒	- -	- -	-	-	- -	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	短 高 中	大 校 学	卒 卒 卒	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	
	事務部: 大 短	長 学 大	卒卒	8	56. 4 58. 5	546, 777 570, 873	0 0 -	546, 777 570, 873	2課以上又は構成員20人以 上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及
事務	高中	校学	卒卒	4 –	54. 3 -	522, 681 -	0 -	522, 681 -	び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
· 技	技術部: 大 短 高 中		卒卒卒卒	6 4 - 2 -	48. 5 46. 5 – 52. 5	607, 976 683, 561 - 456, 805	140,000 210,000 - 0 -	467, 976 473, 561 - 456, 805	同 上
術関係	事務部大短高中	次学大校学	卒卒卒卒	5 * - 4 -	49. 5 * - 51. 5	431, 050 * - 397, 538 -	0 * - 0 -	431, 050 * - 397, 538	上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職 (部長一課長間)
種	技術部; 大 短 高 中	学	卒卒卒卒	* * - -	* * - -	* * - -	* * - -	* * - -	同 上
	事務課法短高中		卒卒卒卒	34 13 3 18	49. 2 50. 6 45. 8 48. 7	418, 820 445, 852 351, 161 410, 574	2, 276 2, 664 11495 459	416, 544 443, 188 339, 666 410, 115	2係以上又は構成員10人以 上の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	技術課: 大短高中	長学大校学	卒卒卒卒	6 2 2 2 -	51. 5 52. 5 54. 5 47. 5	453, 843 492, 900 479, 145 389, 485	0 0 0 0 -	453, 843 492, 900 479, 145 389, 485	同上

	平成29年4月分平均支給額								
	職種	名		調 査 実人員	平均 年齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
	事務課法 大短高	長代 <sup>3</sup> 学 大 校	型 卒 卒 卒	人 16 7 2 7	歳 46.8 46.9 48.0 46.2	円 342, 151 329, 494 390, 665 340, 946	円 0 0 0 0	円 342, 151 329, 494 390, 665 340, 946	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課
	中	学	卒	-	_	-	-	-	長代理及び課長代理級専門職、中 間職(課長-係長間)
	技術課法	長代理 学	理 卒	2 *	56. 0 *	445, 665 *	0 *	445, 665 *	同 上
	短 高	大 校	卒 卒	- *	- *	- *	- *	- *	
	中	学	卒	-	_	-	-	-	
事	事務係: 大短高中		卒卒卒卒	33 11 4 18	48. 7 49. 3 44. 3 49. 2	421, 544 420, 419 448, 826 416, 395	43, 046 31, 943 75, 824 42, 896	378, 498 388, 476 373, 002 373, 499	係の長及び係長級専門職
務・技	技術係大短高中		卒卒卒卒	4 3 * -	48. 3 47. 2 * -	468, 989 481, 573 * - -	62, 434 61, 873 * - -	406, 555 419, 700 * - -	同上
術関係	事務主作	任学大校学	卒卒卒卒	18 9 4 5	43. 2 44. 5 39. 8 43. 7	347, 119 350, 690 326, 092 357, 511	38, 243 31, 019 21, 789 64, 409	308, 876 319, 671 304, 303 293, 102	係長等のいる事業所における主 任、係長等のいない事業所における主 主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者、係長等の いない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる 主任、中間職(係長-係員間)
種		任学大校学	卒 卒	6 * 3 2 -	39. 7 * 37. 2 44. 5	355, 374 * 395, 151 327, 745	53, 377 * 92, 647 21, 160	301, 997 * 302, 504 306, 585	同 上
	短 高 中	学大校学	卒卒卒卒	151 59 38 53 *	35. 2 33. 7 31. 8 39. 5 *	271, 984 286, 337 253, 683 269, 067	26, 913 30, 528 22, 774 26, 496 *	245, 071 255, 809 230, 909 242, 571	
	技術係」 短高中		卒卒卒卒	37 26 5 6 –	39. 1 37. 2 42. 1 44. 7	361, 902 364, 553 321, 619 383, 986	97, 856 111, 810 70, 161 60, 469	264, 046 252, 743 251, 458 323, 517	

# その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

				平成2	9年4月分平均支	<b></b>	
	職種名	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
技能・	電話交換手	人 *	歳 *	円 *	円	円 *	見習、外国語の電話交換手を 除く。
労務	自家用乗用自動車運転手	-	_	_	_	-	<ul><li>     業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事して</li></ul>
勝 関 係	守衛	11	57.5	465, 588	29, 713	435, 875	いる者を除く。
職種	用務員	_	_	_	_	-	
	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研	研究部(課)長	19	51.3	591, 067	0	591, 067	2室(係)以上又は構成員7人以 上の部(課)の長
究関	研究室(係)長	26	45.5	519, 662	72, 177	447, 485	構成員3人以上の室(係)の長
係職	主任研究員	21	37.2	418, 054	53, 980	364, 074	「下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者、上記研
種	研究員	30	37.2	351, 549	30, 126	321, 423	究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	研究補助員	-	-	1	ı	ı	
	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	6	57.3	1, 494, 676	137, 933	1, 356, 743	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者
	医科長	15	47.8	1, 298, 774	199, 826	1, 098, 948	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	18	37.4	941, 818	164, 183	777, 635	
	歯科医師	-	_	ı	-	ı	
医療	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	14	36. 5	372, 356	42, 878	329, 478	
関係	診療放射線技師	13	37.9	387, 581	49, 526	338, 055	
職	臨床検査技師	14	35. 2	339, 250	33, 493	305, 757	
	栄養士	6	46. 3	383, 227	16, 569	366, 658	
種	理学療法士	20	31.5	295, 172	15, 661	279, 511	
	作業療法士	16	33. 5	307, 252	14, 343	292, 909	
	総看護師長	2	56. 5	541, 638	1, 500	540, 138	部下に看護師長5人以上
	看護師長	17	49.0	473, 010	53, 893	419, 117	部下に看護師又は准看護師5人以 上
	看護師	58	34. 1	325, 199	56, 210	268, 989	
	准看護師	14	43.6	309, 705	73, 940	235, 765	

				平成2	9年4月分平均支	て給額	
	職種名	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
	大学学長・副学長・学部長	人 -	歳	円	円 -	円 円	
	大学教授	-	_	_	_	_	
+//-	大学准教授	-	_	_	_	_	
教育関	大学講師	-	-	_	_	_	
係職	大学助教	-	_	_	_	_	
種	高等学校校長	-	-	_	-	-	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校教諭	42	44. 3	502, 260	4, 414	497, 846	

## その3 再雇用者

## 1 企業規模計

				平成2	9年4月分平均支	で給額	
	職種名	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
	支店長・工場長	人 -	歳	円 -	円 -	円 -	
事	事務・技術部長	5	63. 1	448, 627	17, 567	431,060	
務	事務・技術部次長	3	61. 2	434, 475	16, 805	417,670	
技術	事務・技術課長	3	62. 5	331, 820	0	331,820	その1の1規模計の
関係	事務・技術課長代理	-	_	-	-	-	備考欄参照
職種	事務・技術係長	*	*	*	*	*	
	事務・技術主任	-	_	-	_	-	
	事務・技術係員	322	62.4	241, 563	9, 881	231, 682	

## 2 企業規模計 (60歳男性のみ)

				平成2	9年4月分平均支	<b>定給額</b>	
	職種名	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	備考
	支店長・工場長	人	歳	円	— — 三	円 -	
-	事務・技術部長	2	_	427, 519	43, 917	383, 602	
事 務・	事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
技術	事務・技術課長	_	_	-	-	-	その1の1規模計の
関係	事務・技術課長代理		-		-	-	備考欄参照
職種	事務・技術係長	*	*	*	*	*	
	事務・技術主任	-	-	-	-	-	
	事務・技術係員	70	-	248, 731	12, 066	236, 665	

第13表 民間における初任給の改定状況

(平成29年職種別民間給与実態調查)

~				(十)及23年	<u> </u>	<u> </u>
	項目	新規学卒者	-l 17 <del>4</del>		<b>→</b>	新規学卒者
		の採用あり	彻1	沈	の採用なし	
学歴・企	業規模		増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
	規模計	68. 7	(44. 4)	(55. 6)	(0.0)	31. 3
1.324.4-	500人以上	91. 4	(43. 2)	(56.8)	(0.0)	8.6
大学卒	100人以上 500人未満	51.0	(47. 5)	(52.5)	(0.0)	49.0
	100人未満	43. 7	(42. 9)	(57. 1)	(0.0)	56. 3
	規模計	57. 0	(39. 1)	(60.9)	(0.0)	43.0
<del></del>	500人以上	76. 3	(41.8)	(58. 2)	(0.0)	23. 7
高校卒	100人以上 500人未満	46. 6	(36. 9)	(63. 1)	(0.0)	53. 4
	100人未満	25. 0	(25. 0)	(75. 0)	(0.0)	75. 0

<sup>(</sup>注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

## 第14表 民間における定期昇給制度の状況

(平成29年職種別民間給与実態調查)

	項目	定期昇給		(1///=-1		定期昇給
役職・企	業規模	制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	制度なし
		%	%	%	%	%
	規模計	96.8	(41. 3)	(89. 2)	(25. 1)	3. 2
	500人以上	95. 3	(53. 0)	(90.7)	(34. 3)	4. 7
係員	100人以上 500人未満	100.0	(36.8)	(91.3)	(19.4)	0.0
	100人未満	93. 8	(20.0)	(80.0)	(13. 3)	6.2
	規模計	92. 7	(31. 2)	(90.6)	(31.0)	7.3
無民勿	500人以上	86. 7	(34. 3)	(92.4)	(30.0)	13. 3
課長級	100人以上 500人未満	100.0	(32. 4)	(93. 0)	(13.3)	0.0
	100人未満	93. 8	(20.0)	(80.0)	(31.0)	6.2

<sup>(</sup>注) ( )内は、定期昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

#### 第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成29年職種別民間給与実態調查)

					( 1 ///// 2 / 7 /	181里7月八月11日	7大凉啊4.	
	項目	係	員	課長	:級	部長級(非役員)		
1	企業規模	一定率(額)分 考課査定分		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分 考課査定		
		%	%	%	%	%	%	
	規模計	52.4	47.6	41.2	58.8	39.6	60.4	
	500人以上	55. 4	44. 6	41.8	58. 2	39.9	60. 1	
	100人以上 500人未満	47. 2	52.8	40.7	59.3	40.0	60.0	
	100人未満	57. 4	42.6	40.6	59. 4	37. 9	62. 1	

#### 第16表 民間における家族手当の支給状況

#### その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保障制度の見よしの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行って いない)
84.4%	(92.8%)	[10.9%]	[11.3%]	[77.8%]

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
  - 2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

#### その2 扶養家族の構成別支給額

(平成29年職種別民間給与実態調查)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12, 167円
配偶者と子1人	18, 046円
配偶者と子2人	23, 368円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。 備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については13,000円、子については6,900円、 その他の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、子・その他のうち1人については11,000円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## 第17表 民間における住宅手当の支給状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

	(1/90==1/1901至201201107/日 3 2012011/03至2
支給の有無	事業所割合
支給	44.3%
非 支 給	55.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

<sup>(</sup>注) 「中位階層」とは、手当月額の平均値ではなく、個々のデータの分布の中央に位置する階層 のことである。

## 第 18 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用征	<b>芷業員</b>	(参考) 適用事業所		
刊增貝 <u>金</u> 学	割合	累積割合	割合	累積割合	
	%	%	%	%	
31%以上	9.8	9.8	9. 2	9. 2	
30%	29. 7	39. 5	30. 1	39. 3	
29%	0.0	39. 5	0.0	39. 3	
28%	0.0	39. 5	0.0	39. 3	
27%	2. 0	41. 5	1. 7	41.0	
26%	0.0	41.5	0.0	41.0	
25%	58. 5	100.0	59. 0	100. 0	

備考 市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、25,700円である。

# 第19表 公民比較における比較対象従業員

職種	要件
支店長、工場長	・構成員 50 人以上の支店(社) 又は工場の長
事務・技術部長	・構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	<ul><li>・部長に事故等のあるときの職務代行者</li><li>・職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職</li><li>・部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者</li></ul>
事務・技術課長	・構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務·技術課長代理	・課長に事故等のあるときの職務代行者 ・直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 ・職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長 代理又は課長代理級専門職 ・課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又 は給与上の等級から職責が、課長と係長の間に位置付 けられる者
事務・技術係長	・係の長又は係長級専門職
事務・技術主任	<ul> <li>・係長のいる事業所において主任の職名を有する者</li> <li>・係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者</li> <li>・係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者</li> <li>・係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者</li> </ul>
事務・技術係員	・上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわ ゆる一般の事務員又は技術者

3 労働経済関係資料

## 3 労働経済関係資料

第 20 表 労働経済指標

第 20 夜 万锄柱府相保												
				_	年	月	平成28年					
J	頁	目					4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
		静岡	金 額	(円)	280, 282	273, 240	277, 072	274, 451	271, 910			
賃	きまって支給する 県	県	前年同月比	(%)	0.0	0.3	0.6	1.4	0.9			
金・	(	給 調査産業	与 計)	全	金 額	(円)	293, 837	287, 535	290, 273	290, 078	288, 290	
労働				玉	前年同月比	(%)	0. 5	0.3	0.0	0.3	0.3	
時 間				静	金額	(円)	252, 101	246, 324	250, 226	247, 830	245, 844	
厚出		うも	<b>5</b>	岡県	前年同月比	(%)	0.3	△ 0.1	0.8	1.8	1.0	
厚生労働		所定内	給与	全	金額	(円)	267, 569	263, 048	265, 664	265, 544	264, 258	
省毎				国	前年同月比	(%)	0.4	0. 1	0. 1	0. 4	0.5	
月勤労	総	実労賃	助時間	数	静岡県(時	<b>非間)</b>	161. 1	145. 7	159. 6	156. 4	146. 3	
統計調	· (調査産業計)     (調査産業計)			全 国 (時	<b></b> 時間)	153.8	142. 7	154. 0	151. 5	145. 0		
查)	査 うち所定外 労働時間数			静岡県(明	持間)	15. 4	14. 4	14. 8	14. 4	13.0		
				全 国 (時	排間)	13. 3	12. 2	12. 5	12. 5	11.9		
生計費				浜松	金額	(円)	314, 284	259, 930	239, 883	288, 523	277, 731	
	消費支	二人以上の世帯	市	前年同月比	(%)	10. 7	1.5	△ 5.5	6. 4	8.3		
(総務省家計	支出		—/ <b>、</b>	一ノマシュエックは正	>	全	金 額	(円)	298, 520	281, 827	261, 452	278, 067
調 查)				国	前年同月比	(%)	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7	△ 0.9	△ 5.1	
物		骨者物価 数	浜松	市	前年同月比	(%)	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.7	
	(4/17/47/10)		玉	前年同月比	(%)	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5		
価	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比	(%)	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5	△ 4.2	△ 3.8			
 雇 用				(%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0. 9			
・ そ	• 有 効 求 人 倍 率 (倍)				1. 33	1. 35	1.36	1. 37	1. 37			
の他						3. 2	3. 2	3. 1	3. 0	3. 1		

<sup>(</sup>注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。

<sup>2「</sup>生計費」は、全国・浜松市とも農林漁家世帯を含む数値である。

<sup>3 「</sup>消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、平成27年平均を100とした指数を基礎としている。

				平成29年				
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
271, 945	273, 104	273, 541	278, 920	271, 406	272, 313	271, 854	276, 359	273, 697
0.4	0.4	0.5	1.5	0.2	0. 2	△ 0.2	△ 1.4	0. 1
289, 120	290, 976	290, 747	290, 721	288, 063	289, 344	291, 429	294, 971	289, 051
0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3	0.5
246, 308	245, 940	245, 768	250, 083	245, 217	245, 100	244, 774	247, 872	246, 421
0. 5	1.0	0. 7	1.5	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 1.8	0.0
264, 977	265, 572	265, 104	264, 861	263, 367	264, 149	266, 100	268, 859	264, 818
0. 5	0. 5	0. 7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6	0.7
154. 5	152.6	155. 4	154. 5	140. 3	153. 1	153. 1	159. 2	147. 6
148.8	148. 3	150. 5	148. 0	139. 2	146. 7	150. 3	153. 1	144. 7
14. 3	14. 7	14. 8	15.0	13. 6	14. 7	14. 6	15. 4	14. 4
12. 5	12.8	13. 1	13. 1	12. 3	12. 7	13. 1	13. 2	12. 3
234, 016	285, 144	275, 282	307, 950	282, 768	251, 663	286, 225	278, 385	309, 773
△ 10.7	19. 1	△ 12.8	△ 6.2	2.7	△ 24.0	△ 8.1	△ 11.4	19. 2
267, 119	281, 961	270, 848	318, 488	279, 249	260, 644	297, 942	295, 929	283, 056
△ 2.9	△ 0.2	△ 0.9	0.1	△ 0.6	△ 3.4	△ 1.0	△ 0.9	0.4
△ 0.7	0.0	0. 4	0.3	0.7	0. 7	0.6	1.0	0.9
△ 0.5	0. 1	0. 5	0.3	0. 4	0.3	0. 2	0.4	0.4
△ 3.3	△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1. 1	1. 4	2. 1	2. 1
1.0	0.9	1. 0	1.0	1. 1	1. 1	1. 1	1.6	1.8
1. 38	1. 40	1. 41	1. 43	1. 43	1. 43	1. 45	1. 48	1. 49
3.0	3. 0	3. 1	3. 1	3.0	2.8	2.8	2.8	3. 1

# 職員の給与等に関する報告及び勧告 平成29年9月発行

浜松市人事委員会 〒430-0929

浜松市中区中央一丁目 12 番 7 号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city. hamamatsu. shizuoka. jp

